

# 職員の給与等に関する報告

令和 2 年 11 月

長 崎 県 人 事 委 員 会



## 職員の給与等に関する報告について（談話）

令和 2 年 11 月 12 日  
長 崎 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 水 上 正 博

本日、本委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行いました。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、民間給与の実態調査において、ボーナス等に関する調査を先行して実施しました。その調査結果に基づき、本委員会は、本年10月21日に、職員のボーナスの支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行いました。

また今般、本年4月における県内民間給与と職員給与の調査が完了し、結果を取りまとめたことから、この報告を行いました。

調査の結果、民間給与と職員給与の較差が小さかったことや、人事院の報告内容等を踏まえ、月例給については改定を行わないことが適当である旨報告したものであります。

職員の人事管理に関する報告では、人材の確保及び育成、能力・実績に基づく人事管理の推進について報告しております。

また、働き方改革と勤務環境の整備として、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした「新しい働き方」の推進や、長時間労働の是正、仕事と家庭生活の両立支援、心の健康づくりやハラスメント防止対策について報告しております。

障害者雇用の推進や定年の引上げについても、取組や検討を進める必要がある旨報告しております。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与等を確保する機能を有するものであり、長期的な視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、人材の確保、職員の士気の保持、ひいては県行政運営の安定に資するものと考えております。

県民各位におかれましては、人事委員会勧告制度の趣旨について御理解をいただきたいと思っております。

県職員の皆さんにあっては、県民からの期待と信頼に応えられるよう、効率的な業務遂行と行政サービスの向上に努めるとともに、高い倫理観と使命感を持って職務に精励されるよう要望します。



# 職員の給与等に関する報告の概要

令和2年11月12日  
長崎県人事委員会

## ○ 給与報告のポイント

月例給の改定なし

※民間給与との較差が小さいことから、月例給（給料表・諸手当）の改定を行わない。

なお、改定を行わないため、勧告はせず、報告のみの実施となった。

## <人事委員会勧告制度の基本的考え方>

- 人事委員会報告及び勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した給与等を確保する機能を有するものである。
- 人事委員会は、地方公務員法に基づき、民間企業従業員の状況、国及び他の地方公共団体の職員の状況等を考慮したうえで、随時、報告及び勧告を実施できる。

## I 月例給に関する報告

### 1 民間給与との比較

- 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所382事業所から146事業所を無作為に抽出して調査
- 本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施（ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施）
- ボーナスに関する調査：6月29日～7月31日（調査完了128事業所 完了率87.7%）
- 月例給に関する調査：8月17日～9月30日（調査完了119事業所 完了率81.5%）

### ○公民較差 △197円 △0.05%

民間企業従業員と県職員の本年の4月分給与を、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士で比較し算出した結果、県職員の給与が民間給与を197円（0.05%）上回っていた。

なお、本年の4月分給与は、民間企業従業員364,276円、県職員364,473円

### 2 改定の方針

民間給与との較差が小さいことから、月例給の改定を行わない。

### (参考) ボーナスの改定 (令和2年10月21日勧告)

民間の支給割合（4.44月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分 → 4.45月分  
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

(勧告どおり改定された場合の1人当たりの年間給与)

現行	改定後	改定額
6,003千円	5,984千円	△19千円(△0.32%)

※行政職給料表適用者（人員4,266人、平均年齢42.4歳）

## Ⅱ 職員の人事管理に関する報告

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 人材の確保

求める人材像や公務の魅力を積極的に発信するとともに、採用試験についても必要な見直しを行い、優れた資質を持つ有為の人材の確保に引き続き取り組む

#### (2) 人材の育成

職員の意識改革に取り組み、業務遂行能力やマネジメント能力を有する人材の育成を図るとともに、ICTを活用した政策の立案や業務の改善に向けて、計画的に人材を育成していく必要

引き続き意欲と能力のある女性職員の育成・登用にに向けた取組を更に進める必要

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

透明性・納得性・客観性が確保された人事評価制度として運用に努め、評価結果を任用、給与等に適切に反映しながら、能力・実績に基づく人事管理を推進していく必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 新しい働き方の推進

テレワークやフレックスタイム制などは、これまで、主に仕事と家庭の両立支援や、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から実施されてきたが、今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現による職員の意欲の向上や、業務の効率化による生産性向上の観点を加えた「新しい働き方」として推進していくことが重要

#### (2) 長時間労働の是正

勤務時間の適正な把握、管理に努め、業務の合理化や効率化を進める取組をこれまで以上に積極的に行う必要

引き続き、県及び各市町の教育委員会が連携し、勤務時間を適正に把握、管理するとともに業務改善等により教職員の一層の負担軽減を図るなどの学校における働き方改革を推進する必要

#### (3) 仕事と家庭生活の両立支援

男性職員が、両立支援のための休暇や休業を取得しやすい環境づくりを推進していくことが必要

#### (4) 心の健康づくり

長時間の時間外勤務を行った職員に対し、医師の面接指導など今後も適切な措置を講じていく必要

ストレスチェック制度を活用して、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場におけるストレス要因を把握し、職場環境の改善につなげる必要

#### (5) ハラスメント防止対策

管理職員をはじめ全ての職員の意識啓発と知識の向上を図り、良好な職場環境づくりを推進する必要

### 3 障害者雇用の推進

法定雇用率の達成はもとより、障害のある職員がやりがいを持って安心して働き続けられる環境の整備や、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進める必要

### 4 定年の引上げ

引き続き国及び他の都道府県の動向を注視しながら、検討を進める必要

2 人 委 第 8 1 号

令和 2 年 11 月 12 日

長 崎 県 議 会 議 長      瀬 川   光 之   様

長 崎 県 知 事      中 村   法 道   様

長 崎 県 人 事 委 員 会

委 員 長      水 上   正 博

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 に つ い て

地 方 公 務 員 法 第 8 条 及 び 第 26 条 の 規 定 に 基 づ き 、 職 員  
の 給 与 等 に つ い て 別 紙 の と お り 報 告 し ま す 。



# 目 次

<b>別紙第1 職員の給与に関する報告</b> .....	1
1 職員の給与 .....	1
2 民間給与の調査 .....	2
3 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較 .....	6
4 生計費及び物価 .....	8
5 国家公務員との給与水準の比較 .....	8
6 人事院の報告 .....	8
7 本年の月例給の改定方針 .....	9
<b>別紙第2 職員の人事管理に関する報告</b> .....	10
1 人材の確保及び育成 .....	10
2 働き方改革と勤務環境の整備 .....	12
3 障害者雇用の推進 .....	17
4 定年の引上げ .....	18

# 参 考 資 料 目 次

## 1 人事院の報告及び勧告

職員の給与に関する報告（令和2年10月28日）	19
別紙 報告（別表、参考資料：省略）	19
職員の給与に関する報告及び勧告、公務員人事管理に関する報告（令和2年10月7日）	21
別紙第1 職員の給与に関する報告（別表第1～第3、参考資料1～4：省略）	21
別紙第2 勧告	26
別紙第3 公務員人事管理に関する報告	28

## 2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	35
第1表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	37
第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等	38
第4表 民間における初任給の改定状況	55
第5表 民間における家族手当の支給状況	55
第6表 民間における定年制の状況	56

## 3 職員給与関係資料

令和2年職員給与実態調査の概要	57
第7表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経年数	58
第8表 職員の給料表別平均給与月額	58
第9表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比	59
第10表 職員の扶養親族数別人員	59
第11表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布	60
第12表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等	76
第13表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数	92
第14表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等	94
第15表 職員の給料表別、家賃額別職員数等	95
第16表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等（月額）	96
第17表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別（月額）職員数等	97
第18表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等	98
第19表 職員の単身赴任手当の支給状況	98
第20表 職員の管理職手当の支給状況	99
第21表 職員の地域手当の支給状況	99

## 4 生計費・労働経済関係

第22表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費	101
第23表 労働経済指標	102

## 5 職員の給与に関する報告及び勧告（令和2年10月21日）

職員の給与に関する報告及び勧告について .....	103
別紙第1 職員の給与に関する報告 .....	104
別紙第2 勧告 .....	109
参考資料 民間給与関係資料 .....	110



# 職員の給与等に関する報告



## 職員の給与に関する報告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月21日、職員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、地方公務員法の規定に基づき調査検討を行ってきた「職員の給与に関する条例」及び「市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与の実態並びに民間企業従業員の給与、国及び他の地方公共団体の職員の給与、生計費並びに人事院の報告等、職員の給与等の決定に関係がある諸種の要件について、その概要を次のとおり報告するものである。

### 1 職員の給与

本委員会が実施した「令和2年職員給与実態調査」に基づく本年4月1日現在における職員総数は18,704人である。このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は4,266人であり、その平均給与月額を算出すると、給料326,303円、扶養手当10,678円、地域手当6,193円、その他の手当19,027円、計362,201円となっている。また、その平均年齢は42.4歳、平均経験年数は20.8年、男女別構成は男73.5%、女26.5%、学歴別構成は大学卒70.0%、短大卒3.4%、高校卒25.7%、中学卒0.9%となっている。

なお、他の給料表の適用者を含めた職員全体の平均給与月額は、給料358,293円、扶養手当10,701円、地域手当3,853円、その他の手当20,437円、計393,284円となり、平均年齢は43.3歳となっている。

(参考資料「3 職員給与関係資料 第7表、第8表、第9表」参照)

## 2 民間給与の調査

職員給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所382事業所のうちから、人事院が層化無作為抽出法によって抽出した146事業所を対象に、人事院と共同で「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種4,567人及び研究員、教員等32職種246人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、81.5%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

なお、調査を完了した産業別、企業規模別調査事業所数については第1表に示すとおりとなっている。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和2年4月)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産 業 計	事業所 119	事業所 35	事業所 53	事業所 31
農 業 , 林 業 , 漁 業		4	0	3	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		9	3	3	3
製 造 業		47	12	24	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		20	7	9	4
卸 売 業 , 小 売 業		8	0	4	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		2	2	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		29	11	10	8

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が27あった。
- 2 調査対象事業所146に占める調査完了事業所119の割合(調査完了率)は81.5%である。  
なお、調査対象事業所146から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1を除いた145に占める調査完了事業所119の割合(調査完了率)は82.1%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

初任給の改定状況について、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で23.9%（昨年21.1%）、高校卒で23.7%（同23.3%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で41.1%（同38.3%）、高校卒で49.4%（同50.0%）となっており、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.9%（同59.6%）、高校卒で50.6%（同48.1%）となっている。

（参考資料「2 民間給与関係資料 第4表」参照）

給与改定の状況については、第2表のとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.6%（昨年32.7%）であり、昨年に比べ、3.1ポイント減少している。一方、ベースアップを中止した事業所の割合は14.1%（同11.5%）であり、昨年に比べ、2.6ポイント増加している。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は79.0%（昨年83.7%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は25.0%（同15.5%）、減額となっている事業所の割合は13.1%（同5.5%）となっている。

第2表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
	係員	29.6	14.1	
課長級	26.9	13.6	0.9	58.6

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
 2 本表の調査事業所数は、先行して実施した調査におけるものである。以下、第3表について同じ。  
 (令和2年10月21日付け「職員の給与に関する報告及び勧告」別紙第1第1表参照)

第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	80.9	79.0	25.0	13.1	40.9	1.9	19.1
課長級	74.6	72.7	23.2	10.9	38.6	1.9	25.4

- (注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 3 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較

本委員会は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、職員にあっては行政職、民間にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

なお、現在、職員の給与の臨時特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による職員給与の減額支給措置が行われているが、当該措置は臨時的かつ特例的なものであることから、職員給与と民間給与との比較にあたっては当該措置がないものとした減額前の職員給与に基づき行うこととした。

本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与を対比させ、比較を行ったところ、第4表の上段のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり197円（0.05%）上回っている。また、当該措置による減額後の額で同様の比較を行うと、同表の下段のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり698円（0.19%）下回っている。

第4表 職員給与と民間給与の較差

民間給与	職員給与	較差
364,276円	[減額前] 364,473円	[減額前] △197円（△0.05%）
	[減額後] 363,578円	[減額後] 698円（0.19%）

（注）1 職員給与及び較差の上段の「減額前」は、特例条例に基づく給与減額支給措置による減額前のもの、下段の「減額後」は同措置による減額後のものをいう。

2 本年度の新規学卒の採用者は、いずれにも含まれていない。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長		
8 級	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7 級			
6 級	課長代理	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長
5 級			課 長
4 級	係 長	課長代理	課長代理
3 級		係 長	係 長
2 級	主 任	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員	係 員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、かつ、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

## 4 生計費及び物価

### (1) 標準生計費

本委員会が、総務省統計局の家計調査報告を基礎として人事院方式により算定した長崎市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、本年においては、それぞれ133,530円、152,970円及び172,420円となっている。

(参考資料「4 生計費・労働経済関係 第22表」参照)

### (2) 物価指数

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較して、全国で0.1%、長崎市で1.2%の増加となっている。

(参考資料「4 生計費・労働経済関係 第23表」参照)

## 5 国家公務員との給与水準の比較

行政職給料表の適用を受ける職員の給与水準(平成31年4月)を国家公務員の給与水準と比較(経験年数別、学歴別)したところ、国家公務員を100とした場合、ラスパイレス指数は98.2となっている。

## 6 人事院の報告

人事院は、本年10月28日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告を行った。

月例給について、官民給与の較差が小さいことから、月例給の改定を行わないこととしている。

(参考資料「1 人事院の報告及び勧告」参照)

## 7 本年の月例給の改定方針

職員の給与決定に関係がある基礎的諸条件は、以上報告したとおりである。

前記3のとおり、本年4月時点で、職員給与が民間給与を197円(0.05%)上回っていた。

人事院は、官民給与の較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないことを報告した。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、長期的視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、県行政運営の安定にも資するものとする。

以上の諸事情を総合的に勘案すれば、月例給については、職員給与と民間給与の較差が小さいことなどから、改定を行わないことが適当であるとする。

# 職員の人事管理に関する報告

本格的な人口減少と高齢化を迎えている本県において、県民の暮らしと地域経済を守るためには、県政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で、質の高い行政サービスを提供していく必要がある。

また、県政の推進には、県民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、職員一人一人が、常に全体の奉仕者であることを自覚し、規律を守り、公正かつ効率的な職務の遂行に努めることが重要である。

任命権者においては、職員が、かかる使命感、倫理観を保持し、より強固なものにしていくために、常日頃からその意識付けを行うとともに、働き方改革や、意欲を持って真摯に業務に専念できる勤務環境の整備を行っていくことが求められる。

## 1 人材の確保及び育成

### (1) 人材の確保

県政を推進する上で、優秀かつ多様な人材の確保は重要な課題である。

本委員会では、従来からの職員採用試験に加え、多様な人材の受験を促進するため、行政（特別枠）を設け、プレゼンテーション試験や民間企業で広く採用されている能力試験の導入などを行ってきた。また、民間企業等や海外活動等の経験者を対象とした試験については、教養試験に代えて能力試験を導入するとともに、行政職のみであった試験職種を一部の技術関係職種にも拡大するなどの見直しを行っている。

また、各大学が行う公務説明会への参加や任命権者によるインターンシップの実施など、県の仕事の魅力発信や就業体験の提供等にも努めている。

今年度は、新たな取組としてテレビ会議システムを活用したオンライン業務説明会を開催したほか、職員募集専用ホームページを開設し、採用試験情報だけでなく各職種の若手職員やU・Iターン職員の活躍などの情報も積極的に発信している。

女性職員の採用に関しても、任命権者と協力し、採用パンフレットや大学での公務説明会等において、女性が働きやすく活躍できる職場であることをアピールすること

により、女性の受験率の向上に向けた積極的な取組を行っている。

今後も、任命権者と協議を重ねながら、受験者にとってより訴求力のあるインターネット等の方法も活用し、求める人材像や公務の魅力を積極的に発信するとともに、採用試験についても必要な見直しを行い、優れた資質を持つ有為の人材の確保に引き続き取り組んでいく。

## (2) 人材の育成

人口減少・少子高齢化、社会のデジタル化など変化する社会環境や、多様化・複雑化する県民ニーズに的確に対応するためには、意欲を持って効果的かつ効率的に職務を遂行することができる人材を育成していくことが重要である。

任命権者においては、人材育成の方針に基づき、求められる能力・役割を示し計画的に職員の人材育成に取り組んでいるところである。

今後も限られた資源や人材をもとに地域課題や政策課題を積極的に見出して解決し、持続可能な形で行政サービスを提供し続けていくためには、民間企業等の多様な主体との連携や、行政のデジタル化などの積極的な推進が求められる。

そのため任命権者においては、引き続き、職員の意識改革に取り組み、業務遂行能力やマネジメント能力を有する人材の育成を図るとともに、ICT<sup>\*</sup>を活用した政策の立案や業務の改善に向けて、計画的に人材を育成していく必要がある。

また、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するためには、女性職員の育成・登用を推進していくことが重要である。

任命権者においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、特定事業主行動計画を策定し、具体的な数値目標を掲げ取組を進めているところであるが、女性職員はライフイベントによる時間的制約を受けやすく多様な職務経験を積むことが難しいといった状況が見られる。また、管理職における女性の割合は、徐々に高まっているものの依然として低い水準にある。

令和3年度からの次期行動計画の策定に当たっては、現計画に基づく取組の成果を十分に検証し、引き続き、女性職員のキャリア形成の支援や、多様な職務経験を積むことができるような人事配置、職業生活と家庭生活を両立しやすい環境づくりや意欲

と能力のある女性職員の育成・登用にに向けた取組を更に進める必要がある。

※ICT：Information and Communication Technology

情報処理や情報通信に関する技術の総称。

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することは、職員の意欲や士気を高め、職員の成長につながるとともに、業務の進捗管理や組織の活性化にも寄与する重要な取組である。地方公務員法においても、その活用について規定されている。

国においては、評価結果の給与への反映はもとより、能力・実績に基づく人事管理の更なる徹底という観点から、職場環境や働き方の変革も踏まえた新たな人事評価の在り方や、そのための改善方策等について検討を進めているところである。

本県においては、評価結果を任用、給与等に反映しながら、能力・実績に基づく人事管理を進めてきているところである。一方、他の多くの都道府県においては、既に全ての評価結果が給与へ反映されており、本県においても、全ての評価結果の給与への反映に向けた取組を進めていく必要がある。

また、制度をより適正に運用するため、その運用実態の検証を行い、評価者の評価能力向上に資する研修の充実を図るなど、透明性・納得性・客観性が一層確保された制度として運用していく必要がある。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 新しい働き方の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、公務、民間を問わず、在宅勤務をはじめとする多様な働き方が広がりを見せている。

一方、社会のデジタル化が進む中、行政のデジタル化も課題となっており、Society5.0<sup>\*</sup>の実現を見据え、行政サービスや公務の在り方が大きく変化することが予想されている。

このように社会情勢が大きく変化する中で、それらに対応する「新しい働き方」への変革が模索されている。

テレワーク<sup>\*</sup>やフレックスタイム制をはじめとする「新しい働き方」は、個人のワーク・ライフ・バランスや業務の状況を踏まえ、職員が働く「時間」や「場所」を最適化して業務を遂行する多様で柔軟な働き方である。また、効率的な行政運営にもつながるものと期待されている。

本県においては、主に仕事と家庭の両立支援策として柔軟な働き方が推進されてきたが、現在は、新型コロナウイルス感染症への対応策として対象者を拡大し、テレワークやフレックスタイム制、時差出勤等が実施されている。

今後は、感染防止対策の観点のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現による職員の意欲の向上や、業務の効率化による生産性の向上を図る観点から、「新しい働き方」を推進していくことが重要である。

任命権者においては、新型コロナウイルス感染症対策として実施している各種取組の結果を踏まえ、「新しい働き方」の推進にも必要なセキュリティ対策を含むデジタル環境の整備を進め、テレワークやフレックスタイム制、時差出勤等の積極的な活用を検討していく必要がある。

※Society 5.0：IoT、ロボット、AI（人工知能）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーション（社会の変革）を創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会。

テレワーク：ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務などがある。

## (2) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上、さらには人材確保等の観点からも非常に重要な課題である。

本県職員の時間外勤務については、昨年4月から、時間外勤務の上限規制に係る条

例・規則等により、時間外勤務を命じることができる上限が定められた。

他律的・臨時的業務に従事する職員や大規模災害への対処等の特例業務に従事する職員については、それぞれの上限の時間を超えて時間外勤務を命じることができるとされているが、当該職員の決定や上限を超える時間数については必要最小限のものとしなければならない。

長時間労働の是正のためには、出退勤システム等による勤務時間の適正な把握、管理に努め、業務の合理化や効率化を進める取組を、これまで以上に積極的に行わなければならない。

所属長においては、時間外勤務命令の必要性を十分検討するとともに、業務の平準化や長時間労働の要因に応じた時間外勤務縮減の取組など、マネジメントの強化を更に進める必要がある。

知事部局においては、RPA<sup>\*</sup>やAIを活用した業務を本格的に始めたところであり、更にICTを幅広く活用し、業務の効率化につなげていく必要がある。また、制度の見直しや事業の選択と集中を積極的に行い、公務能率の向上に一層努めなければならない。

教育委員会においては、昨年4月から出退勤管理システムにより教職員の勤務時間の把握、管理を行っている。また、本年3月に、教育職員の勤務時間の上限を規則で定めるとともに、「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」等を策定し、長時間勤務の是正に向けた業務改善等に取り組んでおり、更に実効性のある具体的な取組の検討を進めている。引き続き、県及び各市町の教育委員会が連携し、勤務時間を適正に把握、管理するとともに業務改善等により教職員の一層の負担軽減を図るなどの学校における働き方改革を推進する必要がある。

本委員会においては、昨年度から時間外勤務の上限規制に係る制度の運用状況等について実地調査を行っている。引き続き調査を実施するとともに、労働基準監督機関として必要に応じて各所属の指導を行っていく。

※RPA : Robotic Process Automation

これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

### (3) 仕事と家庭生活の両立支援

全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立させながら活躍することができる職場環境の整備は重要な課題である。

男性職員が育児や介護に積極的に参画することは、ライフイベントによる時間的制約を受けやすい女性職員の活躍推進や、本人やその家族はもとより職場全体のワーク・ライフ・バランスの推進のためにも大切なことである。

任命権者においては、特定事業主行動計画に男性職員の育児休業等取得率に係る具体的目標を定めているが、育児休業の取得率は依然として低い状況が続いている。配偶者の出産を控えた男性職員や子育て中の男性職員に対し、育児休業や各種休暇の取得を積極的に働きかけるとともに、引き続き、両立支援のための休暇や休業を取得しやすい環境づくりを推進していくことが重要である。

また、所属長においては、配偶者の出産を控えた男性職員に対して、育児参加計画表を活用して育児に係る休暇・休業制度の周知や育児への積極的な参加を促すとともに、職場での支援体制づくりを行う必要がある。

多様で柔軟な働き方は、育児や介護等により勤務時間に制約のある職員だけではなく、全ての職員のワーク・ライフ・バランスの実現につながることから、テレワークや時差出勤等の積極的な活用を検討していく必要がある。

### (4) 心の健康づくり

心の健康は、公務において職員がその能力を十分に発揮するために非常に重要であるが、本県職員における精神疾患による病気休職者は、いずれの任命権者においても病気休職者全体の6割を超え、依然として高い水準にある。

今年度においては、新型コロナウイルス感染症に関する業務や災害対応のため、時間外勤務が大幅に増加している所属もある。長時間の時間外勤務は、心身に疲労を蓄積させ、職員の身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念されることから、任命権者においては、長時間の時間外勤務を行った職員に対する医師の面接指導や業務の見直しなど、今後も適切な措置を講じていく必要がある。

ストレスチェック制度は、職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、検査結

果を職場ごとに集計・分析する集団分析によってその職場におけるストレス要因を把握し、職場環境の改善につなげることで、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としたものである。

そのため、職員においては、ストレスチェックの結果等から自らのストレス傾向を把握し、早めのセルフケアに取り組むことが大切である。

また、任命権者は、高ストレスとされた職員に対して医師の面接指導を受けるよう引き続き勧奨することとあわせて、職員のストレス軽減につながる取組を今後も継続して実施していく必要がある。

所属長においては、高ストレスとされた職員が面接指導を受けることができるよう配慮するとともに、集団分析結果を活用し、あわせて他所属の改善対策事例を参考にするなどして、職場環境の改善に努めていく必要がある。

#### (5) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の意欲を低下させ、心身の健康に悪影響を及ぼす原因となるだけでなく、職場全体の士気や生産性を低下させるものである。

本委員会が設置している苦情相談窓口にも切実な相談が寄せられており、引き続きハラスメントの防止及び排除に向けての対策を適切に実施していくことが重要である。

昨年5月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、本年6月に関係法令等が施行されたことにより、パワー・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策の強化が求められることとなった。

これに伴い、任命権者はハラスメントの防止等に関する要綱を改正し、ハラスメントの禁止を職員の責務として明確に規定するとともに、ハラスメントに関し職員が認識すべき事項等を指針として定めるなど、その防止対策の強化を行ったところである。

任命権者は、要綱等に基づき、管理職員をはじめ全ての職員の意識啓発と知識の向上を図り、また、安心して相談できる良好な職場環境づくりを推進するなど、引き続きハラスメント防止対策に取り組んでいく必要がある。

あわせて、職員一人一人がハラスメントに対する関心と理解を深め、自らの言動に

注意することも大変重要である。所属長においては、所属内のコミュニケーションを活性化させ、良好な勤務環境の確保に心掛けるとともに、ハラスメントの相談等を理由に職員が不利益を受けることがないよう配慮する必要がある。

### 3 障害者雇用の推進

障害のある人が、障害の特性等に応じて、能力や適性を十分に発揮し活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公務部門においても、障害者雇用の推進が求められている。

昨年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、国や地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務の明確化や、「障害者活躍推進計画」の作成の義務化などが盛り込まれ、障害者の雇用と職場での活躍推進の両面からの取組が必要となっている。

本県においては、障害者の採用試験における受験対象者の障害種別の拡大や年齢制限の引上げなど試験内容の見直しを行うとともに、会計年度任用職員としての採用を拡大するなど、障害者雇用の推進に取り組んできたところであり、障害者の雇用は着実に進んでいるものの、一部の任命権者においては法定雇用率を達成していない状況となっている。

障害者の雇用を進める上では、障害者とその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮し活躍できるよう配慮を行う必要がある。任命権者においては、本年3月に、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とした「障害者活躍推進計画」を策定し、支援体制の充実や職務環境の整備など、障害のある職員の活躍に向けた取組を進めている。

任命権者においては、法定雇用率の達成はもとより、同計画に掲げられた取組を着実に進め、障害のある職員がやりがいを持って安心して働き続けられる環境の整備や、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進めていく必要がある。

### 4 定年の引上げ

人事院は、平成30年8月、質の高いサービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であるとして、定年を段階的に65歳に引

き上げるための国家公務員法等の改正について、意見の申出を行った。それを受け、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が本年3月の国会に提出されたが、審議未了で廃案となり、また、併せて提出された「地方公務員法等の一部を改正する法律案」は、継続審議となった。

そのような中、本年の人事院報告においては、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえ、改めて、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう要請したところである。

本県では、高齢層職員の能力及び経験を活用するとともに、雇用と年金の接続に適切に対応するため、原則として希望する職員については再任用を行っている。

定年の引上げについては、引き続き国及び他の都道府県の動向を注視しながら、検討を進める必要がある。

# 参 考 资 料



# 1 人事院の報告及び勧告



# 職員の給与に関する報告（令和2年10月28日）

別紙

## 報 告

本院は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月7日、国家公務員の特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について官民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、本報告を行うものである。

### 1 本年の月例給に関する国家公務員給与と民間給与の実態

#### (1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和2年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表(一)適用職員(140,017人、平均年齢43.2歳)の平均給与月額408,868円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により2,255円減少している。

(注) 平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額(管理職手当)、扶養手当、住居手当等(所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)の全ての給与の平均月額をいう。

(職員の給与に関する報告(令和2年10月7日)第2の2(1)参照)

#### (2) 民間給与の状況

##### ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約12,000事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種約41万人及び研究員、教員等32職種約2万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査した。

月例給に関する調査の完了率は、先行して実施した特別給等に関する調査に引き続き民間事業所からの格段の理解と協力を得て、80.2%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

##### イ 初任給の状況

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間事業所における初任給の状況について、

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で51.5%（昨年48.7%）、高校卒で32.8%（同30.3%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で32.9%（同38.4%）、高校卒で37.5%（同41.2%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.4%（同60.8%）、高校卒で62.0%（同58.2%）となっている。

（職員の給与に関する報告（令和2年10月7日）第2の2(2) 参照）

（参考資料 民間給与関係 参照）

## 2 本年の月例給に関する国家公務員給与と民間給与との比較

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について、官民較差を算出したところ、別表に示すとおり、国家公務員給与が民間給与を1人当たり平均164円（0.04%）上回っていた。

## 3 本年の月例給の改定方針

前記2のとおり、本年4月時点で、国家公務員の月例給は、民間給与を164円（0.04%）上回っている。

官民給与の較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても、同様の事情が認められることから、月例給の改定を行わないこととする。

# 職員の給与に関する報告及び勧告、公務員人事管理に関する報告（令和2年10月7日）

## 別紙第1

### 職員の給与に関する報告

#### 第1 給与勧告制度の基本的考え方

国家公務員法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、本院には、その変更に関して勧告することを怠ってはならないとするとともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、本院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行ってきている。

また、国家公務員法第3条は、職員の利益の保護を人事院の基本的役割としており、本院が給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の上昇、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

給与勧告では、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないこと等から、その給与水準は、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査対象として実施し、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。

比較方法については、給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素を踏まえてその水準が定まっていることから、両者の給与の単純な平均値ではなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することが適当である。

また、調査対象については、企業規模50人以上の多くの民間企業は公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができること等から、現行の調査対象が適当である。

本年の勧告においても、従来と同様の方法を用いて民間給与との比較を行うことにより、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保していくこととする。

## 第2 官民給与の状況と給与改定

### 1 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

#### (1) 本年の春季賃金改定

昨年の後半から本年の初めにかけて、企業活動は、輸出が減少する中で、製造業を中心に、企業収益が弱含み、業況判断についても慎重さが増している状況にあったが、全体としては、企業収益は高い水準にあり、非製造業を中心とした人手不足感や賃金の緩やかな増加もあり、緩やかな経済の回復が続くことが期待されていた。

このような状況を背景に、本年の春季賃金改定では、定期昇給の実施に加えて、ベースアップを実施する動きも見られるなど、昨年よりは勢いは弱いものの、引き続き、賃金の引上げを図る傾向が認められた。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済への影響

本年3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発出された。感染拡大による我が国経済への影響は甚大であり、景気は急速に悪化した。

同宣言は5月25日に解除され、その後の状況について、本年9月の「月例経済報告」（内閣府）によると、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られ、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、国内外の感染症の動向等の影響を注視する必要があるとされている。

#### (3) 民間における賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与及び所定外給与は、それぞれ昨年4月に比べ0.2%及び12.9%減少している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月に比べ0.1%上昇している。また、「家計調査」（総務省、全国）によると、本年4月の勤労者世帯の消費支出は、昨年4月に比べ名目で9.9%、実質で10.0%の減少となっている。

本院が「全国消費実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における全国の1人世帯の標準生計費は110,610円、「家計調査」を基礎に算定した同月における全国の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ153,040円、176,230円及び199,420円となっている。

「労働力調査」（総務省）によると、本年4月の完全失業率（全国）は、昨年4月から0.2ポイント上昇して2.6%（季節調整値）となっている。また、本年4月～6月期の雇用者数は、正規の従業員が3,543万人、非正規の従業員が2,036万人で、昨年同期に比べ、それぞれ30万人の増加及び88万人の減少となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）によると、本年4月の有効求人倍率は昨年4月から0.31ポイント低下して1.32倍（季節調整値）、本年4月の新規求人倍率は昨年4月から0.59ポイント低下して1.85倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 3 生計費関係 参照）

（参考資料 4 労働経済関係 参照）

#### (4) 行政執行法人（旧現業）の給与改定

行政執行法人のうち、かつて国の現業であった独立行政法人造幣局及び独立行政法人国立印刷局の職員の給与改定については、労使交渉に基づき自主決着が図られた。妥結内容は、いずれも令和2年度の賃金引上げについては、令和2年4月1日に昇給を実施し、ベースアップは行わないとするものとなっている。

#### (5) 有識者の意見

本院は、国家公務員の給与改定を検討するに当たって、例年同様、全国23都市において有識者の参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行った。

この懇話会等において、本院は、給与勧告の仕組みや国家公務員の定年の引上げの必要性等について説明し、意見交換を行っている。その意見交換において有識者から出された主な意見は、次のとおりである。

国家公務員の給与については、現行の給与水準について妥当とする意見が多かった。他方、国に優秀な人材を確保するためには給与水準の見直しが必要との意見、より小規模の企業の給与の実態も反映すべきとの意見等もあった。

定年の引上げについては、時代の要請に沿ったものであり国が率先して行うべきである等の意見が多かった。制度設計については、60歳を超える職員の給与水準を一定程度引き下げることはやむを得ない、職員の意欲、能力等に応じて多様な働き方ができるようにする必要がある等の意見があった。

## 2 本年の国家公務員給与と民間給与の実態

### (1) 国家公務員給与の状況

本院は、「令和2年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。

民間給与との比較を行っている行政職俸給表（一）適用職員（140,017人、平均年齢43.2歳）の平均給与月額408,868円となっており、昨年4月と比較して若年層の人数が増加したこと等により2,255円減少している。

なお、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体（253,132人、同42.9歳）の平均給与月額は416,203円となっている。

（注）平均給与月額とは、俸給、地域手当、俸給の特別調整額（管理職手当）、扶養手当、住居手当等（所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

（参考資料 1 国家公務員給与関係 参照）

### (2) 民間給与の状況

#### ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約54,800（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した約12,000の事業所を対象に、「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施することとした。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法で

も調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、特別給等に関する調査の完了率は、80.3%と非常に高いものとなり、調査結果は、広く民間事業所の特別給の状況を反映したものといえる。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施することとした。この調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、教員等32職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査している。

## イ 給与改定の状況

本年の「職種別民間給与実態調査」により把握した民間事業所における給与改定の状況は、別表第1に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は26.3%(昨年31.1%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.8%(同0.2%)となっている。

また、別表第2に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は82.5%(昨年89.4%)となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は23.1%(同27.0%)、減額となっている事業所の割合は12.7%(同5.7%)となっている。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

## 3 本年の国家公務員給与と民間給与との比較

### (1) 特別給

本院は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第3に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.46月分に相当しており、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分上回っていた。

### (2) 月例給

本院は、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職俸給表(一)適用職員、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額(公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて精密に比較(ラスパイレス方式)を行ってきている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分の給与について官民較差を算出することとする。

## 4 本年の給与の改定

### (1) 特別給

#### ア 改定の基本方針

前記3(1)のとおり、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分上回っていた。

このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げの必要がある。支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

#### イ 改定すべき事項

期末手当・勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とする。本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、指定職俸給表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

### (2) 月例給

前記3(2)の方法により算出した官民較差に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととする。

## 第3 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、国家公務員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに必要な給与制度の見直しを行うことにより、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが強く求められている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中において、全国各地の公務員は、行政サービスを安定的に提供し、国民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励している。

民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて、国家公務員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

ア 特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

ウ 指定職俸給表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.65月分（再任用職員にあっては、0.325月分）とすること。

(2) 令和3年6月期以降

ア 特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

ウ 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。

### 2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

#### **4 改定の実施時期**

この改定は、この勧告を実施するための法律の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

## 公務員人事管理に関する報告

近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模な自然災害などの事態が発生している中において、全国各地で多くの国家公務員が、新型コロナウイルス感染症対策を始めとして、国民の安全・安心を確保するために日々全力で職務にまい進している。

危機的な事態が次々と発生している状況の下で、行政の担い手として国民生活を支える立場にある国家公務員に求められる役割は、これまで以上に重要なものとなる。職員一人一人がその求められる役割を十全に果たし、いかなる事態が発生したとしても迅速かつ的確に対処できるようにするためには、危機的な事態に対応できるような体制を構築しておくことが肝要である。本院としても、国民に対し必要十分な行政サービスを効率的かつ安定的に提供できるよう、有為の人材の確保・育成や勤務環境の整備に向けて、その責務を適切に果たしてまいりたい。

他方、一部の幹部職員等による不適切な行動や公文書管理に関する不適切な取扱いなどにより、公務に対する国民の信頼が損なわれるような事態が生じている。公務に対する国民の信頼を確保するためには、行政が法令を遵守し公正に執行されていることが前提となる。そのため、職員が国民全体の奉仕者としての自覚を持って日々の職務に精励し、的確に責任を果たしていくことが重要である。本院は、引き続き、あらゆる機会を捉えて職員の倫理感・使命感の醸成や自らの職務に対する責任の自覚について働きかけていく。

社会や経済をめぐる情勢が大きく変化する中で、行政を取り巻く環境も複雑・高度化の一途をたどっており、行政のデジタル化などが課題となっている。特に、近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、官民を問わず在宅勤務や時差出勤などの新たな働き方への変革が模索されてきているところである。

こうした新たな課題も踏まえて、人事管理に関する取組を進めることは、感染拡大の防止にとどまらず、効率的な行政運営につながるとともに、個々の職員が置かれている事情に応じた働き方ができる勤務環境の整備にも資するものと期待される。

本院としては、これまで講じてきた人事管理上の施策に加えて、上記のような社会経済情勢の変化等により顕在化した人事管理に関わる新たな課題をも踏まえた施策について、関係機関と連携しつつ、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備に関する研究などの必要な取組を進めていくこととしたい。具体的な課題と取組の方向性は以下のとおりである。

### 1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

新型コロナウイルス感染症は、我が国の社会や経済に甚大な影響を及ぼしている。本院としては、人事制度の面からこれまで様々な取組を行ってきたところであり、今後も感染拡大の予防を図りつつ、必要な取組を進めていく。その具体的な内容は以下のとおりである。

#### (1) 人材の育成

本院では、本年4月から6月までの間に実施を予定していた総合職試験、一般職試験及び専門職試験を延期し、本年7月以降に実施することとした。このうち総合職試験については、院卒者試験の第

2次試験において政策課題討議試験を実施しないなど、試験内容の一部変更を行った。

また、試験会場においては、マスクの着用、いわゆる3密の回避など、十分な感染症対策を行いつつ、円滑な実施に努めることとしている。

さらに、本年は、「国家公務員試験採用情報 NAVI」における各府省が受験者に向けて発信している情報を一元化したポータルサイトの立上げや、動画やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による採用関連情報の発信など、インターネットを活用した人材確保活動を展開している。

## (2) 人材の育成

本年4月に実施を予定していた国家公務員合同初任研修については中止し、本年5月から7月にかけて実施を予定していた初任行政研修については本年8月以降に延期した上で、期間を短縮して実施することとするなど、研修の年間実施計画の大幅な見直しを行った。

今後の研修においては、職員がインターネットを用いて講演をリアルタイムで受講し、講師と双方向でやり取りするなど、インターネットの活用を進めていく。

また、各府省の職員を諸外国の大学院等に派遣する在外研究員制度については、渡航中の研究員の十分な安全確保を図るとともに、新たな渡航予定者については、各府省が個別の状況に応じて適切な選択を行えるよう、インターネットを用いた研究従事や渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応を行うこととしている。

## (3) 勤務環境の整備

公務職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するよう、柔軟な時差出勤のための勤務時間割振りの特例を措置するとともに、職場における感染拡大防止対策や、妊娠中の女性職員の業務軽減等に関する取扱いの周知等を行ってきた。また、職員や親族に発熱等の風邪症状が見られる場合や小学校の臨時休業等により子の世話をを行う必要がある場合等で出勤することが困難と認められるときは、常勤職員、非常勤職員とも、出勤困難な場合の特別休暇（有給）の対象として差し支えない旨を本年3月に各府省に対して示すなど、職員が安心して勤務できる環境の整備に取り組んできた。今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、必要な対応を行っていくこととしている。

また、新型コロナウイルスにさらされる業務に従事したため発症した疾病については、公務上の災害となる。このため、公務災害の認定を速やかに行うこと等について、本年3月及び6月に各実施機関に対して周知しているところである。各実施機関において認定等の事務が適切かつ速やかに行われるよう、引き続き指導していく。

## (4) その他の取組

給与については、職員が新型コロナウイルス感染症対策のための緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう、本年3月に人事院規則の改正を行った。

また、人事当局と職員との間に生じた人事管理に関する苦情や紛争を人事院が中立・公正に裁定する公平審査については、人と人との接触機会を避ける観点から、必要に応じ、インターネットを活用して審査に必要な調査を実施するなど、適切かつ円滑に審査を進めていく。

## 2 人材の確保及び育成

### (1) 人材の確保

学生の進路選択の早期化や就業意識の多様化の進展、能力開発・専門性習得への意識や長時間労働

を始めとする勤務環境への関心の高まりなどを背景に、国家公務員採用試験の申込者数が減少している中で、多様な有為の人材を確保することが非常に重要な課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、在宅勤務などへの関心も高まっていることから、働き方改革や業務効率化に関する抜本的な取組を進めることなどにより、公務の魅力を一層高めていくことが求められている。

こうした中で、本院としても、大学1、2年生や大学院1年生などに向けた啓発活動の充実に加えて、各受験者層の特性に応じた人材確保活動を強化することとし、各府省とも連携しながら、国家公務員の仕事が国民生活を支え、やりがいを感じられる魅力的なものであることをアピールしていく。また、今後の人材確保活動においては、民間企業の取組等を参考にインターネットの活用も進めていくこととする。さらに、受験者層の動向や合格者の傾向などの分析及び多方面からの意見聴取により人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それらを踏まえたいきめ細かい人材確保活動を展開してまいりたい。

現在、政府では、いわゆる就職氷河期世代の支援に取り組んでおり、昨年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、国家公務員の中途採用について、「令和2年度から令和4年度までの3年間、政府を挙げて集中的に取り組む」こととされている。本院においても、政府からの統一的な選考試験実施の要請を受けて必要な検討を行い、各府省とともに本年11月から来年2月にかけて国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を実施することとしている。

障害者雇用については、公務部門における障害者雇用に関する政府の方針等を踏まえ、国家公務員における合理的配慮指針の策定、フレックスタイム制の柔軟化等の措置、本院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者選考試験の実施、厚生労働省と連携した各府省における合理的配慮事例の情報共有などの支援を行ってきているところである。本院としては、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討を行っていく。

また、経験者採用試験は、多様な経験を有し職務能力の高い人材を公務外から確保できる有用な方策であることから、各府省のニーズを的確に把握しつつ、今後とも一層の活用を図っていく。

さらに、女性活躍推進のための取組として、公務における職業生活への多様な支援等に関する情報提供などを行うことにより、女性の公務への進路選択に結びつける。

## (2) 人材の育成

行政課題が複雑・高度化する中で、職員には、高い意欲を持って効率的に行政を運営することが引き続き求められており、職場における執務を通じた人材育成（OJT）と執務を離れた研修（Off-JT）を適切に組み合わせながら、職員を育成していくことが必要である。

また、令和元年度年次報告書でも提言したとおり、職員の育成に当たっては、職員に必要な資質・能力や職員のキャリア形成に向けた意向を把握した上で計画的な人事管理を推進すること、管理職員と職員が円滑なコミュニケーションを取り、業務の位置付けや意味付け、業務を通じて期待される成長などを上司から職員本人に具体的に伝えていくことなどが必要であるとともに、一人一人の職員が、これからのグローバル社会を切り開いていくことのできる国家公務員としてのキャリアを自律的に考えることも重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本院としては、管理職員を対象とする研修において部下職員の能力向上のために必要な人材育成のポイント等を確認させること、若手職員・女性職員を対象とする研修において今後の自身のキャリア形成の見通しを考えさせること、幹部職員を対象とする研修において倫理感・使命感の醸成や自らの役割認識の徹底を図ることなど、引き続き、専門的な知見をいかした研修に取り組む。

### 3 勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正等

国家公務員の超過勤務については、昨年4月から、人事院規則により、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1年について360時間、他律的業務の比重が高い部署においても720時間などと設定しており、各府省においては、この人事院規則等の規定内容の下で、超過勤務の縮減に取り組んでいる。

大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員に対しては、これらの上限の時間を超えて超過勤務を命ずることができることとしているが、その場合には、各省各庁の長は上限を超えて超過勤務を命じた要因の整理、分析及び検証を行わなければならないとしており、令和元年度の状況について、原則として本年9月末までの間に整理、分析及び検証を行うこととなっている。

これに先立ち、令和元年度において上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合について各府省からの報告を取りまとめたところ、他律的業務の比重が高い部署では約9%、それ以外の部署では約7%であった。府省によっては、新型コロナウイルス感染症対策の業務が超過勤務に影響を及ぼしていると考えられる。本院としても、今後、各府省における整理、分析及び検証の状況について把握するとともに、各府省に対する情報提供や必要な指導を行っていく。

また、超過勤務縮減の取組として、本年7月から9月までの間に実施された「令和2年度働き方改革推進強化月間」において、各府省は上限規制の導入を踏まえた超過勤務実績の日ごとの把握に取り組んでおり、引き続き、超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の事後報告等を徹底するなど、各職場におけるマネジメントの強化を図ることが重要である。

各府省においては、これまでもマネジメント強化、業務合理化等に取り組んできているところであるが、限られた要員の下で、新型コロナウイルス感染症や大規模災害などに対応してきており、業務の合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の超過勤務を命じざるを得ない職域においては、業務量に応じた要員を確保する必要がある。

なお、国会業務など府省単独では業務合理化が困難なものについては、関係各方面の理解と協力を求め、政府全体として取組を進めることが必要である。

また、今後、官民を問わずテレワークによる働き方が広がっていることも念頭に、柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、各府省の働き方改革への取組状況や民間の状況等を踏まえつつ、勤務時間制度等の在り方について、現行制度の整理も含めて研究を行っていくこととする。

#### (2) ハラスメント防止対策

ハラスメント防止対策については、本年1月に取りまとめられた有識者による「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」の報告書も踏まえ、本年4月、パワー・ハラスメントの防止等の措置を講じるための人事院規則を制定した。同規則では、パワー・ハラスメントの防止等のための各省各庁の長の責務、パワー・ハラスメントの禁止、苦情相談への対応等を規定した。また、「懲戒処分の指針」を改正し、パワー・ハラスメントを行った場合の処分を標準例に追加した。さらに、同規則の制定に併せて、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る人事院規則についても、これまでの注意義務規定を禁止規定に改める改正を行った。

本院は、本年6月の人事院規則等の施行に向けて、各府省が円滑かつ効果的に制度を実施できるよう、各府省に対し、人事院規則等の内容を周知するとともに、職員向け周知用リーフレット及びハラスメント相談員用マニュアルの提供を行ったほか、部内規程の作成、苦情相談体制の整備等に関する助言を行ったところである。今後も、各府省においてハラスメント防止対策が適切に実施されるよう、

研修教材の提供や、各府省のハラスメント相談員を対象としたセミナーの開催などの支援を行っている。

### (3) 仕事と家庭の両立支援

職員の仕事と育児、介護等の両立支援制度について、本院は、これまで累次の改正を行うとともに、その周知に取り組んできている。

本年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」においては、男性の家事・育児参画の促進が重点課題とされ、政府において、育児休業など男性の育児参画の促進などの各種の取組を総合的に推進することとされている。また、男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の取得促進の取組も進められており、本院としても、これらの取組の状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取り組んでいく。

不妊治療と仕事の両立については、上記の「少子化社会対策大綱」において、国家公務員についても、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ることとされている。本院としては、引き続き民間の状況を注視しつつ、不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組の検討を進めていく。

### (4) 心の健康づくりの推進等

心の健康づくりの推進については、各府省においてストレスチェック制度が効果的に活用され、職場環境の課題の把握や改善が円滑に行われるよう、引き続き支援していくとともに、ストレスチェックの結果を用いたハラスメント等の予防のための方策について、有識者の意見を聴取して検討を進める。また、本院が設けている心の悩みの相談窓口について、オンライン相談の導入など、相談を希望する職員が相談しやすい環境の整備を図る。

過労死等防止対策については、長時間労働の是正やハラスメント防止対策を推進するとともに、脳・心臓疾患及び精神疾患等に係る公務災害認定事案の分析結果に基づき、過労死等防止の観点から各府省に対して指導・助言を行う。

### (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、本院が発出した指針に基づき、各府省の取組が進んでいるところであり、本院としても、引き続き、常勤職員の給与との権衡をより確保し得るよう取り組んでいく。休暇についても、民間の状況等を踏まえて、必要な措置を講じてきたところであり、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討を行っている。なお、前記1(3)で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症への対応の一つとして、職員や親族に発熱等の風邪症状が見られる場合や小学校の臨時休業等により子の世話をを行う必要がある場合等で出勤することが困難と認められるときは、非常勤職員も含めて出勤困難な場合の特別休暇（有給）の対象とすることが可能である旨を本年3月に各府省に対して示したところである。

## 4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

### (1) 定年の引上げ

平成30年8月に本院が行った定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を受け、本年3月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、審議未了で廃案となった。本年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、「2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」とされて

おり、本院としては、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請する。

## **(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進**

人事評価制度は、職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することにより職員の能力伸長を図るなど、能力・実績に基づく人事管理の基礎となる重要な仕組みである。

近時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止などを契機として、テレワーク等が活用されているが、そのような中においても、管理職員には、部下職員との適切なコミュニケーションを図ることにより、業務の遂行状況等を的確に把握した上で、適正に評価することが求められる。本院としては、人事評価が適切に活用され、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう、引き続き、様々な機会を捉えて、各府省に対して必要な指導や支援を行っていく。なお、本年7月には、分限制度に関して運用の周知徹底を図るため、人事評価により勤務実績が良くないとされた場合の扱いについての通知を発出した。

政府においては、本年7月に、「人事評価の改善に向けた有識者検討会」が設けられ、時代の変化も踏まえた新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等について、検討が行われている。本院としては、この検討に必要な協力を行うとともに、この取組の状況を踏まえつつ、人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するための措置について検討を行っており、各府省や職員団体等の関係者の意見も聴きながら、引き続き、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について、より能力・実績が反映される仕組みとなるよう、取組を進めてまいりたい。



## 2 民間給与関係資料



## 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、民間給与等の実態を調査するものである。

### 2 調査の内容等

#### ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、②～④に関する調査である。

#### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

### 3 調査機関

人事委員会及び人事院

### 4 調査の範囲等

#### ア 調査の範囲

##### ① 調査対象事業所

令和2年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所382事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### ② 調査対象職種

54職種（うち初任給関係12職種）

#### イ 調査対象の抽出

##### ① 標本事業所の抽出

前記4のアの①に記載している382事業所を組織、規模、産業別に13層に層化した後、無作為抽出法で146事業所を抽出し、調査を行った。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種について、該当従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員は、すべて除外した。

ウ 集計

① 調査実人員

4,813人（うち初任給関係職種283人）であるが、調査職種該当者（母集団）の推定数は16,363人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、すべて母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 119	事業所 35	事業所 53	事業所 31
農 業 , 林 業 、 漁 業	4	0	3	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 、 建 設 業	9	3	3	3
製 造 業	47	12	24	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 ・ 道 運 輸 業 、 情 報 通 信 業	20	7	9	4
卸 売 業 , 小 売 業	8	0	4	4
金 融 業 , 保 険 業 、 貸 不 業 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	2	2	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 、 医 療 , 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	29	11	10	8

- (注) 1 上記のほか、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が27あった。  
 2 調査対象事業所146に占める調査完了事業所119の割合（調査完了率）は、81.5%である。  
 なお、調査対象事業所146から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1を除いた145に占める調査完了事業所119の割合（調査完了率）は82.1%である。  
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下各表について同じ。）。

第2表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	198,941	202,259	193,640	190,000
		短 大 卒	191,800	-	191,800	-
		高 校 卒	157,724	167,000	158,661	150,000
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	199,391	206,282	194,838	182,600
		短 大 卒	185,721	189,826	164,811	168,000
		高 校 卒	161,851	163,828	160,954	155,520
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	199,251	204,801	194,645	185,375
		短 大 卒	186,091	189,826	174,264	168,000
		高 校 卒	161,360	163,917	160,583	153,943

- (注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。  
 備考 職員の場合、行政職の現行初任給（事務・技術共通）は、大学卒 182,200 円、短大卒 163,100 円、高校卒 150,600 円である。

第3表 民間における企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 規模計

1-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	8	49.3	565,404	84	565,320	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その2規模50人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	3	48.3	689,052	63	688,989		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	51.1	499,311	108	499,203		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	3	47.6	625,817	0	625,817	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	45.0	532,655	0	532,655		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	92	53.1	527,945	1,912	526,033	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	53	52.7	555,451	3,090	552,361		
	短大卒	7	55.2	494,644	0	494,644		
	高校卒	32	53.2	495,227	619	494,608		
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部長	104	51.8	583,515	3,974	579,541	同上	同上	
大学卒	70	51.5	613,005	2,385	610,620			
短大卒	5	52.5	560,726	319	560,407			
高校卒	29	52.1	532,940	7,385	525,555			
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 「\*」は、調査実人員が1人の場合である(以下本表において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務部次長	51	51.7	481,285	4,558	476,727	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	本表その2規模 500人以上、本 表その3規模 100人以上500人 未満及び本表そ の4規模100人 未満の対応級欄 参照
	大学卒	32	51.3	513,503	4,075	509,428		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	18	53.0	435,107	5,586	429,521		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	61	50.4	548,791	6,882	541,909	同上	同上
	大学卒	45	50.5	584,438	3,427	581,011		
	短大卒	4	48.9	492,654	0	492,654		
	高校卒	11	49.7	472,165	20,536	451,629		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務課長	188	49.9	468,639	7,491	461,148	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	同上
	大学卒	98	48.5	504,846	8,037	496,809		
	短大卒	14	51.7	441,531	1,896	439,635		
	高校卒	76	51.1	433,652	7,970	425,682		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	377	49.9	543,371	4,150	539,221	同上	同上	
大学卒	226	49.2	572,969	2,118	570,851			
短大卒	34	49.9	554,744	349	554,395			
高校卒	114	51.3	490,780	9,071	481,709			
中学卒	3	52.3	366,148	176	365,972			

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	76	45.4	393,054	39,402	353,652	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表その2規模500人以上、本表その3規模100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	39	43.5	448,536	65,328	383,208		
	短大卒	6	46.7	424,111	26,750	397,361		
	高校卒	29	47.4	329,809	15,563	314,246		
	中学卒	2	43.3	368,962	0	368,962		
	技術課長代理	90	48.7	478,697	49,382	429,315	同 上	同 上
	大学卒	54	48.1	493,566	47,921	445,645		
	短大卒	9	47.4	481,229	81,191	400,038		
	高校卒	27	50.0	450,588	41,587	409,001		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	214	43.9	357,099	40,678	316,421	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	104	40.6	380,142	48,376	331,766		
	短大卒	15	48.4	316,045	17,406	298,639		
	高校卒	93	46.4	342,717	37,420	305,297		
	中学卒	2	51.0	249,150	0	249,150		
	技術係長	194	44.1	463,048	92,450	370,598	同 上	同 上
	大学卒	75	40.7	469,590	102,300	367,290		
	短大卒	14	40.3	529,277	106,943	422,334		
	高校卒	105	47.1	449,661	83,057	366,604		
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	197	42.1	361,970	48,506	313,464	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	本表その2規模 500人以上、本表その3規模 100人以上500人未満及び本表その4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	107	38.7	394,022	52,229	341,793		
	短大卒	18	48.7	365,561	49,816	315,745		
	高校卒	72	45.0	317,572	43,116	274,456		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	354	47.2	479,660	96,879	382,781	同上	同上
	大学卒	132	45.7	456,771	97,409	359,362		
	短大卒	38	45.6	510,694	110,610	400,084		
	高校卒	184	48.7	489,403	93,147	396,256		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	1,021	37.6	281,927	32,972	248,955		同上
	大学卒	405	34.8	298,300	40,683	257,617		
	短大卒	123	42.6	307,752	30,841	276,911		
	高校卒	490	38.5	262,918	27,477	235,441		
	中学卒	3	52.4	271,229	37,049	234,180		
技術係員	1,259	35.2	352,460	76,070	276,390		同上	
大学卒	655	33.5	362,402	82,110	280,292			
短大卒	119	37.6	365,430	80,379	285,051			
高校卒	483	36.8	334,969	66,658	268,311			
中学卒	2	52.7	326,347	7,356	318,991			

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	2	54.5	241,470	8,325	233,145	
	守 衛	6	63.0	289,642	18,232	271,410	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
研究 関係 職種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 ( 課 ) 長	32	51.6	704,590	152	704,438	
	研 究 室 ( 係 ) 長	—	—	—	—	—	
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	
	研 究 員	31	29.3	432,623	132,856	299,767	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	学長・副学長・学部長	5	59.7	570,958	0	570,958	
	大 教 授	25	56.4	516,507	0	516,507	
	准 教 授	18	51.4	482,706	0	482,706	
	講 師	20	46.4	403,603	0	403,603	
	助 教	6	39.7	333,404	0	333,404	
高 等 学 校 職 種	校 長	*	*	*	*	*	
	教 頭	2	56.0	487,200	0	487,200	
	教 諭	43	44.2	420,949	6,335	414,614	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	9	55.2	723,013	197,486	525,527	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	沿 海 一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	8	51.5	624,132	133,615	490,517	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	9	50.2	600,258	136,123	464,135	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—	
	平 水 甲 板 長 ・ 操 機 長	8	39.5	541,171	153,031	388,140	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	16	30.8	435,362	125,153	310,209	

その2 規模500人以上

(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上)

2-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	7	49.3	577,507	101	577,406	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職9級
	大学卒	3	48.3	689,052	63	688,989		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	51.7	496,683	152	496,531		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	3	47.6	625,817	0	625,817	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	2	45.0	532,655	0	532,655		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	29	53.3	613,840	0	613,840	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	22	53.1	617,493	0	617,493		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	6	53.5	611,260	0	611,260		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	59	53.7	694,933	159	694,774	同上	同上	
大学卒	49	53.9	709,291	152	709,139			
短大卒	2	50.5	738,589	1,275	737,314			
高校卒	8	53.2	611,409	0	611,409			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A - B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	18	49.8	576,929	23	576,906	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職9級
	大学卒	14	48.7	606,434	32	606,402		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	52.8	494,041	0	494,041		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	35	52.0	661,774	126	661,648	同 上	同 上
	大学卒	33	51.7	673,641	136	673,505		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	92	48.9	569,620	7,759	561,861	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	62	47.6	576,428	6,846	569,582		
	短大卒	5	49.3	590,941	0	590,941		
	高校卒	25	52.0	549,280	11,269	538,011		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	259	50.7	592,546	1,310	591,236	同 上	同 上	
大学卒	173	49.6	616,177	1,354	614,823			
短大卒	24	50.9	604,941	512	604,429			
高校卒	62	53.4	529,689	1,482	528,207			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	34	42.5	415,434	48,948	366,486	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	17	38.1	478,462	71,900	406,562		
	短大卒	3	42.1	532,726	69,008	463,718		
	高校卒	13	46.2	343,720	29,327	314,393		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	50	49.6	530,279	26,586	503,693	同 上	同 上
	大学卒	35	48.7	530,570	28,633	501,937		
	短大卒	4	52.4	539,147	46,519	492,628		
	高校卒	11	51.6	526,099	12,782	513,317		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	101	43.5	439,257	64,240	375,017	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	58	40.9	468,121	78,123	389,998		
	短大卒	6	51.3	453,848	45,885	407,963		
	高校卒	37	46.2	397,647	47,282	350,365		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	115	43.4	482,910	104,220	378,690	同 上	同 上
	大学卒	49	40.1	494,116	112,400	381,716		
	短大卒	8	39.6	529,883	129,178	400,705		
	高校卒	58	47.2	465,774	92,948	372,826		
中学卒	—	—	—	—	—			

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	97	42.8	439,066	76,138	362,928	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	58	37.9	460,004	67,523	392,481		
	短大卒	7	51.7	425,733	84,691	341,042		
	高校卒	32	48.9	407,124	88,586	318,538		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	252	49.2	514,503	104,877	409,626	同上	同上
	大学卒	79	48.2	501,541	107,689	393,852		
	短大卒	30	46.7	544,291	122,084	422,207		
	高校卒	143	50.5	515,372	98,890	416,482		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係員	462	37.4	313,343	46,214	267,129		行政職1級
	大学卒	207	34.7	329,422	53,411	276,011		
	短大卒	51	39.6	349,388	52,861	296,527		
	高校卒	201	38.9	291,386	38,511	252,875		
	中学卒	3	52.4	271,229	37,049	234,180		
	技術係員	705	34.7	378,637	88,819	289,818		同上
	大学卒	401	32.7	386,598	94,828	291,770		
	短大卒	69	36.0	385,515	91,252	294,263		
	高校卒	233	37.3	364,215	79,078	285,137		
中学卒	2	52.7	326,347	7,356	318,991			

その3 規模100人以上500人未満

(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

3-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関係 職種	支店長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	46	53.0	501,481	2,871	498,610	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	22	52.3	521,453	6,013	515,440		
	短大卒	5	56.3	464,857	0	464,857		
	高校卒	19	53.0	487,923	0	487,923		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	37	49.5	488,253	5,940	482,313	同上	同上	
大学卒	16	46.7	469,352	7,131	462,221			
短大卒	3	53.2	501,287	0	501,287			
高校卒	18	51.3	502,193	5,834	496,359			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	27	51.9	429,659	7,135	422,524	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職 7級、8級
	大学卒	13	51.7	434,600	7,582	427,018		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	13	53.0	427,041	7,167	419,874		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	13	44.7	469,726	6,861	462,865	同 上	同 上
	大学卒	6	44.2	434,653	540	434,113		
	短大卒	3	48.5	501,506	0	501,506		
	高校卒	4	42.3	496,817	21,364	475,453		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	75	50.6	396,022	5,482	390,540	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5級、6級
	大学卒	24	49.6	401,969	6,332	395,637		
	短大卒	8	51.8	389,248	2,563	386,685		
	高校卒	43	51.0	394,117	5,635	388,482		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	84	47.4	418,472	3,548	414,924	同 上	同 上
	大学卒	38	47.5	419,651	2,727	416,924		
短大卒	9	48.3	437,104	0	437,104			
高校卒	35	46.8	416,020	5,601	410,419			
中学卒	2	51.4	355,327	249	355,078			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	25	47.6	336,403	5,673	330,730	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	5	44.7	389,442	8,962	380,480		
	短大卒	3	49.6	357,516	839	356,677		
	高校卒	16	48.2	320,005	5,863	314,142		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	23	48.3	457,599	77,374	380,225	同 上	同 上
	大学卒	10	49.6	493,711	87,696	406,015		
	短大卒	4	41.5	434,449	94,733	339,716		
	高校卒	9	50.0	431,080	59,206	371,874		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	94	44.4	319,356	28,920	290,436	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	36	40.7	326,576	29,499	297,077		
	短大卒	8	46.9	274,969	9,830	265,139		
	高校卒	48	46.7	323,732	32,754	290,978		
	中学卒	2	51.0	249,150	0	249,150		
	技術係長	46	45.0	411,406	83,935	327,471	同 上	同 上
	大学卒	14	41.8	404,081	89,538	314,543		
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	32	46.5	414,676	81,434	333,242			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)		
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	69	41.8	310,228	28,663	281,565	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 (一部は3級)
	大学卒	29	39.8	342,780	38,839	303,941		
	短大卒	8	45.3	356,729	36,459	320,270		
	高校卒	32	42.6	269,212	17,619	251,593		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技 術 主 任	80	41.1	364,201	73,709	290,492	同 上	同 上
	大学卒	43	41.3	361,975	78,783	283,192		
	短大卒	7	40.4	330,422	50,548	279,874		
	高校卒	30	41.1	377,205	72,054	305,151		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	417	37.8	260,438	20,721	239,717		行政職1級
	大学卒	145	35.3	269,010	26,156	242,854		
	短大卒	54	45.2	284,885	12,162	272,723		
	高校卒	218	37.7	248,381	19,095	229,286		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技 術 係 員	396	36.6	292,748	47,560	245,188		同 上
	大学卒	193	35.9	299,230	48,201	251,029		
	短大卒	34	44.5	309,480	56,284	253,196		
高校卒	169	35.9	281,520	44,978	236,542			
中学卒	—	—	—	—	—			

その4 規模100人未満

(企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上)

4-1

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事業 ・ 技術 関係 職種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級	
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—			
	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上	
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—			
	事務部長	17	52.9	508,790	1,206	507,584	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	9	52.9	549,392	0	549,392		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	53.4	443,571	2,929	440,642		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	8	53.9	534,041	12,420	521,621	同上	同上	
大学卒	5	53.3	501,243	0	501,243			
短大卒	—	—	—	—	—			
高校卒	3	54.8	588,705	33,120	555,585			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部次長	6	54.3	563,164	0	563,164	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長－課 長間）	行政職 6級、7級
	大学卒	5	54.5	601,786	0	601,786		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部次長	13	54.1	433,687	19,074	414,613	同 上	同 上
	大学卒	6	53.2	426,108	18,512	407,596		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	6	53.7	440,921	22,814	418,107		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務課長	21	49.8	473,004	14,800	458,204	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級
	大学卒	12	49.0	491,914	15,900	476,014		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	8	50.1	430,190	15,000	415,190		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	34	50.6	486,192	28,391	457,801	同 上	同 上
	大学卒	15	49.0	476,040	9,417	466,623		
	短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	17	52.3	496,656	48,473	448,183			
中学卒	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	17	46.3	447,606	77,392	370,214	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職4級
	大学卒	17	46.3	447,606	77,392	370,214		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	17	46.9	391,470	64,086	327,384	同 上	同 上
	大学卒	9	45.2	385,368	64,529	320,839		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	7	47.9	385,660	53,513	332,147		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	19	42.0	299,487	29,674	269,813	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大学卒	10	38.4	303,293	25,801	277,492		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	8	45.1	297,965	38,224	259,741		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	33	44.8	475,873	66,032	409,841	同 上	同 上
	大学卒	12	41.9	450,507	75,863	374,644		
	短大卒	6	41.0	528,572	81,075	447,497		
	高校卒	15	48.6	475,086	52,150	422,936		
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	対 応 級		
			きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A-B)				
	人	歳	円	円	円				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	31	41.4	303,532	30,887	272,645	係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業 所における主任のう ち、課長代理以上に 直属し、部下を有す る者 係長等のいない事業 所において、職能資 格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長一係員 間）	行政職2級 (一部は3級)	
	大学卒	20	38.9	331,658	40,241	291,417			
	短大卒	3	54.2	273,896	23,473	250,423			
	高校卒	8	43.1	244,332	10,281	234,051			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術主任	22	33.7	281,295	37,719	243,576	同 上	同 上	
	大学卒	10	33.1	293,949	44,324	249,625			
	短大卒	*	*	*	*	*			
	高校卒	11	34.6	274,889	35,143	239,746			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	事務係員	142	37.8	237,864	25,332	212,532			行政職1級
	大学卒	53	33.6	266,561	36,046	230,515			
	短大卒	18	43.2	247,804	22,041	225,763			
	高校卒	71	39.5	213,922	18,167	195,755			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	技術係員	158	35.4	281,100	39,212	241,888			同 上
	大学卒	61	34.3	281,710	42,999	238,711			
	短大卒	16	34.8	304,714	27,470	277,244			
高校卒	81	36.4	276,072	38,586	237,486				
中学卒	—	—	—	—	—				

第4表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
	%	%	%	%	%	%
大学卒	規模計	23.9	(41.1)	(58.9)	(0.0)	76.1
	500人以上	38.5	(60.0)	(40.0)	(0.0)	61.5
	100人以上 500人未満	20.0	(18.8)	(81.2)	(0.0)	80.0
	100人未満	16.1	(38.9)	(61.1)	(0.0)	83.9
高校卒	規模計	23.7	(49.4)	(50.6)	(0.0)	76.3
	500人以上	25.0	(73.1)	(26.9)	(0.0)	75.0
	100人以上 500人未満	30.6	(36.7)	(63.3)	(0.0)	69.4
	100人未満	12.5	(50.0)	(50.0)	(0.0)	87.5

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		83.5%
配偶者に家族手当を支給する		(86.4%)
家族手当制度がない		16.5%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	10,491円
	配偶者と子1人	15,678円
	配偶者と子2人	20,493円

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。  
 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
 3 本表の調査事業所数は、先行して実施した調査におけるものである。以下、第6表について同じ。  
 (令和2年10月21日付け「職員の給与に関する報告及び勧告」別紙第1第1表参照)

第6表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	83.2 %	16.8 %	0.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

### 3 職員給与関係資料



## 令和2年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和2年4月における職員給与等の実態を調査したものである。

### 2 調査の対象

令和2年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和32年長崎県条例第46号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長崎県条例第43号）の適用を受ける者とした。したがって、現業職員及び企業職員は含まれない。なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても、次に掲げる者は除外した。

- (1) 臨時的任用職員
- (2) 休職中の職員
- (3) 停職中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 療養休暇中の職員
- (6) 無給派遣中の職員
- (7) 再任用職員
- (8) 会計年度任用職員

### 3 調査の内容

令和2年4月分の給与、年齢、学歴、性別、経験年数等について調査した。

第7表 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数
	平成31年4月	令和2年4月	平成31年4月	令和2年4月	
全給料表	人 18,881	人 18,704	歳 43.4	歳 43.3	年 21.2
行政職給料表	4,293	4,266	42.2	42.4	20.8
公安職給料表	3,071	3,059	38.2	38.1	16.9
海事職給料表	80	80	43.9	45.0	25.5
教育職給料表(二)	3,215	3,212	44.4	44.6	22.0
教育職給料表(三)	7,662	7,528	45.7	45.4	22.9
研究職給料表	184	181	43.4	43.0	19.6
医療職給料表(一)	19	23	47.0	46.3	20.2
医療職給料表(二)	235	234	42.9	43.2	19.5
医療職給料表(三)	122	121	43.1	43.4	21.2

第8表 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
	円	円	円	円	円	円	円
全給料表	358,293 (357,427)	10,701	3,853 (3,843)	5,120	6,177	9,140 (9,130)	393,284 (392,398)
行政職給料表	326,303 (325,445)	10,678	6,193 (6,174)	6,164	5,881	6,982 (6,978)	362,201 (361,320)
公安職給料表	322,261 (322,016)	14,738	4,700 (4,696)	1,648	4,883	7,889 (7,886)	356,119 (355,867)
海事職給料表	363,330 (362,691)	16,263	9,207 (9,188)	3,210	831	9,710 (9,710)	402,551 (401,893)
教育職給料表(二)	384,352 (383,784)	10,812	2,264 (2,261)	3,539	7,897	6,916 (6,910)	415,780 (415,203)
教育職給料表(三)	379,723 (378,448)	9,043	2,623 (2,616)	6,615	6,265	10,969 (10,953)	415,238 (413,940)
研究職給料表	369,138 (368,883)	10,558	2,853 (2,851)	5,545	6,430	723 (723)	395,247 (394,990)
医療職給料表(一)	498,378 (492,179)	7,522	87,766 (86,774)	42,635	6,087	283,688 (283,615)	926,076 (918,812)
医療職給料表(二)	349,227 (348,782)	12,053	2,634 (2,630)	3,183	4,947	16,822 (16,816)	388,866 (388,411)
医療職給料表(三)	343,371 (343,149)	4,178	2,973 (2,971)	2,221	3,663	7,215 (7,207)	363,621 (363,389)

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額、平成18年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。  
 2 「その他」は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等である。  
 3 ( )内は、特例条例に基づく減額後の額を示す。

第9表 職員の給料表別、学歴別職員数及び構成比並びに性別職員数及び構成比

区分 給料表	計		学歴別職員数及び構成比								性別職員数及び構成比			
			大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		男		女	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
全給料表	18,704	100.0	15,010	80.3	1,178	6.3	2,457	13.1	59	0.3	11,776	63.0	6,928	37.0
行政職給料表	4,266	100.0	2,984	69.9	146	3.4	1,096	25.7	40	0.9	3,134	73.5	1,132	26.5
公安職給料表	3,059	100.0	1,826	59.7	18	0.6	1,215	39.7			2,810	91.9	249	8.1
海事職給料表	80	100.0	6	7.5	31	38.8	28	35.0	15	18.8	80	100.0		
教育職給料表(二)	3,212	100.0	2,998	93.3	95	3.0	115	3.6	4	0.1	1,915	59.6	1,297	40.4
教育職給料表(三)	7,528	100.0	6,740	89.5	788	10.5					3,523	46.8	4,005	53.2
研究職給料表	181	100.0	178	98.3	2	1.1	1	0.6			141	77.9	40	22.1
医療職給料表(一)	23	100.0	23	100.0							12	52.2	11	47.8
医療職給料表(二)	234	100.0	181	77.4	53	22.6					152	65.0	82	35.0
医療職給料表(三)	121	100.0	74	61.1	45	37.2	2	1.7			9	7.4	112	92.6

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

第10表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1人	2,966	1,419	1,383	164
2人	2,929	1,266	2,860	103
3人	2,241	1,578	2,236	58
4人	778	694	776	34
5人	126	114	126	17
6人以上	26	22	26	2
計	9,066	5,093	7,407	378

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。  
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。  
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,077円(平均扶養親族数は2.1人)である。

第11表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3								1	
4									
5	8	8	1						
6		6	4						1
7	2	2					1		
8	3	67	1						
9	11	13	45						
10		12	11						
11	4	26	16						
12		50	14						2
13	3	17	54						2
14	8	23	13						3
15	5	23	12						3
16	1	62	14			2			
17	8	18	48	2					
18	2	18	14						
19	10	17	20						2
20	2	1	6	1					
21	7	37	27					1	
22	5	13	17					3	
23	5	15	13						
24		23	14					1	
25	45	5	44	2				1	
26		4	15	2					
27	6	5	16	4					
28		3		3					
29	24	2	19	1				3	
30	31		35	3				1	
31	6		9	3			3	1	
32	1	1	6	1		1	11	1	
33	13		19	2			7		
34	23		25	3			10		
35	50		9	6			6		
36	1		9				2		
37	5		9	2			5		
38	12		28	4			5		
39	24		19	6		1		1	
40	2		10						
41	4		4	6			3		3
42	4		15	8			1		
43	1		11	10			6		
44	1		11	1			1		
45			8	12				2	
46			16	12			3		
47	1		12	17	1		2		
48			12	4			1		
49			9	18			3		
50			13	26					
51			11	16	1	5	2		
52		1	2	3		7			
53			14	21	6	43			
54			7	30	4	10			
55			13	38		18			
56			1	1	1	14	1		
57			6	41	2	21			
58			11	27	4	11			
59			14	51	5	16			
60			1	3	1	13			
61			12	37	2	14			
62			13	22	6	6			
63			10	33	7	29			
64						13			
65			12	41	5	4			
66			11	25	8	5			
67			8	28	11	16			
68					14	2			
69			8	39	8	5			
70			6	23	8	2			
71			4	32	14	15			
72					26	3			
73			6	32	26	1			
74			1	29	14	6			
75			10	42	49	1			
76				22	16	4			

行政職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			8	23	21				
78			3	18	16	1			
79			14	11	36				
80				22	23	1			
81			11	9	22	3			
82			5	17	8	1			
83			2	24	27				
84				9	11				
85			6	11	18	1			
86			6	16	11				
87			7	14	27				
88				13	23				
89			9	7	43				
90			3	5	27				
91			3	12	16				
92			2	4	21				
93			3	121	249				
94			5						
95			5						
96			3						
97			6						
98			1						
99			5						
100			2						
101			6						
102			1						
103									
104			3						
105			2						
106		1	3						
107			3						
108			1						
109			3						
110			3						
111			2						
112			1						
113			40						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	338	474	1,085	1,131	838	295	73	16	16

適用職員数	4,266 人
-------	---------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第11表の各表において同じ。)

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3	27								
4									
5	3								
6									
7	34								
8									
9	4								
10									
11	5								
12	1								
13	29								
14									
15	6								
16	1								
17	29								
18									
19	43								
20	2								
21	40	49							
22	4	1							
23	33	14							
24	3	1							
25	36	53		1					
26	2	2							
27	8	18		1					
28	6	5							
29	12	36							
30	3	2		1					1
31	6	22							2
32	2	9	1	2					2
33	6	40		1					2
34	4	6	1	2					1
35	5	23							2
36	5	12		2					1
37	2	35							
38	3	7		1					1
39	2	17							
40		13	1	5					
41	1	25	7	2	1				
42	2	35	3	3		1			
43		9	12	2	1				
44		19	4	1				3	
45		17	9	1	1	1		4	
46		11	9	11		1		4	
47		29	8	1		2		3	
48		9	15	5		1		5	
49		22	20	8	1	1		1	
50		20	26	6	1	1		6	
51		14	6	6	1	1		2	
52		8	19	4	1	1		1	
53		18	10	5					
54		5	28	4	1	3			
55		13	15	7	4	3	6	1	
56		6	24	3	4	2	3	2	
57		14	11	13	2	1	5		
58		17	14	3	8	1	3		
59		10	16	10	1	4	5	1	
60		7	18	4	7	2	3		
61		7	14	6	13	2	2	4	
62		4	22	8	4	4	4		
63		2	11	11	3	1	5		
64		2	13	11	6	3			
65		1	11	13		5	1		
66		2	12	7	12	3	3		
67		1	25	10	9		2		
68			10	12	11	3	1		
69		3	11	17	8	7	5		
70		1	11	12	7	3	2		
71			7	7	9	1	1		
72			9	12	12	2	2		
73			14	13	10	3	1		
74			14	12	10	1	1		
75			9	17	10	4	4		
76			13	8	13	3	2		

公安職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			12	14	7	3	3		
78			6	11	4	1	1		
79			7	13	9				
80			4	9	13	1			
81			5	12	6	1			
82			2	17	8	1			
83			3	7	13	5			
84			3	7	8	5			
85			3	7	6	2			
86			2	16	11	2			
87			3	6	6	7			
88			4	9	2	4			
89				10	10	2			
90			1	9	15	5			
91			2	8	7	3			
92			1	7	11	4			
93			3	8	132	43			
94				3					
95				6					
96			2	9					
97				10					
98				6					
99			2	4					
100				1					
101			1	3					
102			1	8					
103			2	6					
104				3					
105				2					
106				5					
107			1	2					
108			1	6					
109			1	4					
110				7					
111			1	6					
112				4					
113				3					
114			1	12					
115				5					
116			2	8					
117				4					
118				7					
119			1	8					
120			2	10					
121				3					
122				4					
123				11					
124				14					
125			1	56					
126			1						
127			2						
128			1						
129									
130			1						
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140			1						
141			8						
142									
143									
144									
145		3							
計	369	699	577	701	439	160	65	37	12

適用職員数	3,059 人
-------	---------

海事職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5				1	
6			1		
7					
8					
9					
10		1	3		
11				1	
12					
13					
14		2		1	
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26			2	1	
27					
28			1		
29					
30					
31					
32					
33				2	
34					1
35					
36					
37					
38				1	
39				1	
40					
41					1
42				1	
43					1
44		1			
45					1
46					1
47				1	
48					
49					
50				1	
51				2	
52				1	
53					
54					
55				1	
56				1	1
57					
58					
59					
60				1	
61					1
62					1
63				3	
64				1	
65					
66				1	
67					
68				2	1
69			1		
70				1	1
71				1	
72				1	1
73				2	
74					
75					
76					

海事職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
77				2	2
78					1
79					1
80					
81				1	
82					
83				1	2
84				1	
85				1	
86					1
87					1
88				2	
89				1	
90				1	
91					
92					
93					
94				1	
95				2	
96					
97					
98				1	
99				1	
100				1	
101				4	
計		4	8	49	19

適用職員数	80 人
-------	------

教育職給料表（二）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		16			
2					
3		4			
4					
5	1	17			
6					
7		3			
8					
9		6			
10		11			
11		1			
12					
13		17			
14		6			
15		12			
16					
17		6			
18		10			
19		6			
20	1	4			
21		7			
22		15			
23		16			
24	2	12			
25		25			1
26	1	13			3
27		13			2
28		10			3
29		12			7
30		16			8
31		14			15
32		14			1
33		22		1	2
34	1	10			11
35	1	7			7
36		20			3
37		14			25
38	2	10			
39		13			
40		11		2	
41		25		2	
42	1	7		1	
43		9			
44		16		1	
45	1	20		2	
46	1	8		1	
47		14			
48		12			
49		13			
50	1	11			
51	1	18		2	
52		19		1	
53		17		5	
54		13			
55	3	14			
56				2	
57	1	31	1	5	
58	4	9		2	
59	4	19	1	6	
60		11		1	
61	4	24		4	
62	3	18		2	
63	3	20		3	
64			2	4	
65	1	22		3	
66	1	26	1	7	
67	1	23		3	
68		24		2	
69	1	26	1	6	
70	4	24		6	
71		36	1	3	
72		19	1	2	
73		19		12	
74	1	24		2	
75	2	33	1	4	
76	1	28		3	

教育職給料表（二）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
77	1	19		25	
78	1	26			
79	2	28	2		
80		24			
81	1	23			
82	2	26	1		
83	2	25			
84	1	26			
85	1	14	1		
86	2	21	1		
87	1	23	1		
88		22			
89	1	15			
90	2	26	1		
91		27	1		
92	1	24	2		
93	2	32	5		
94	1	25	3		
95	2	26	4		
96			2		
97	1	22			
98		22	3		
99	1	21	3		
100			1		
101	1	20	2		
102	1	29	4		
103		22	2		
104					
105	2	32	2		
106		21	1		
107	1	23	1		
108	1	21	2		
109	1	21	3		
110	1	18	1		
111	4	23	1		
112	3	23			
113	1	24	1		
114	1	13			
115	1	18			
116	1	15			
117	1	19			
118	1	17			
119		27			
120		19			
121	1	16			
122		16			
123	1	26			
124	2	23			
125	2	28			
126		28			
127	2	42			
128	1	15			
129	2	24			
130		41			
131	2	49			
132	5	28			
133		38			
134	2	61			
135	3	69			
136	1	31			
137	1	76			
138	1	71			
139	1	50			
140	2	36			
141	4	16			
142	1	14			
143	1	7			
144	1	1			
145	4	7			
146	3				
147	2				
148	3				
149	2				
150	2				
151	5				
152	1				
153	6				
計	158	2,780	61	125	88

適用職員数	3,212 人
-------	---------

教育職給料表（三）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					2
13		105			
14		1			
15		11			
16		25			3
17		116			1
18		1			
19		13			
20					2
21		28			7
22		87			20
23		8			77
24					2
25		31			4
26		35			25
27		67			46
28					7
29		18			9
30		30			19
31		28			24
32		59			8
33		23			17
34		41			19
35		27			11
36		52			7
37		34			190
38		25			
39		25			
40		33			
41		43			
42		36	1		
43		27		1	
44		35			
45		31			
46		31	1		
47		32			
48		28		1	
49		33	1	2	
50		25		2	
51		21		1	
52		26		1	
53		25		3	
54		28		1	
55		22		5	
56		24		1	
57		32		1	
58		24		2	
59		26		4	
60		37		3	
61		28	1	4	
62		24		5	
63		27		5	
64		25		4	
65		21	3	7	
66		29		10	
67		21		11	
68			1	2	
69		20		14	
70		32	1	6	
71		36		8	
72		24	1	5	
73		27	1	8	
74		23		20	
75		28		13	
76			3	10	
77		24		18	
78		25	2	40	
79		21	1	10	
80		20		9	

教育職給料表（三）

号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
81		15	3	16	
82		34		36	
83		31	3	11	
84				3	
85		32		22	
86		30	1	42	
87		35		12	
88			2	9	
89		35		24	
90		36	1	22	
91		29		9	
92			1	7	
93		29	2	97	
94		32	5		
95		39	8		
96		42	2		
97		45	2		
98		24	2		
99		45	2		
100		35	4		
101		38			
102		52	2		
103		31	2		
104		44	1		
105		51	1		
106		29	3		
107		42	4		
108		34			
109		44			
110		35			
111		42			
112		30			
113		43	1		
114		26	1		
115		49			
116		36			
117		65			
118		38			
119		51			
120		50			
121		75			
122		44			
123		56			
124		50			
125		60			
126		30			
127		43			
128		45			
129		38			
130		27			
131		69			
132		36			
133		41			
134		43			
135		75			
136		37			
137		99			
138		71			
139		121			
140		53			
141		76			
142		132			
143		152			
144		105			
145		169			
146		162			
147		227			
148		162			
149		194			
150		166			
151		120			
152		97			
153		65			
154		49			
155		22			
156		15			
157		23			
計		6,411	70	547	500

適用職員数

7,528 人

研究職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5			2		
6		1			
7					
8					
9		1	8		
10					
11		2	2		
12					
13			3		
14		1			
15					
16		5	1		
17			2		
18		1			
19			1		
20		5			
21		1	3		
22		1			
23		2			
24		1			
25			5		
26		1			
27					1
28		2			
29			3		
30					
31			1		5
32			1		2
33		1			
34			2		1
35					2
36		1			2
37			1		
38					
39			1		
40					2
41			1		2
42		1			1
43		1			
44					1
45			3		
46					
47				2	
48					
49			1		
50		1	1	2	
51			2	2	
52			1	1	
53			3		
54			1		
55		1	2	2	
56					
57			2	2	
58			1	1	
59			2	3	
60					
61			1	2	
62			1	1	
63					
64					
65			2	2	
66				1	
67				2	
68		1			
69			1	2	
70			2		
71			3	1	
72			1	1	
73			1	16	
74			1		
75					
76			1		

研究職給料表

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
77			3		
78			1		
79					
80			2		
81					
82			2		
83			2		
84			1		
85					
86					
87					
88			1		
89			5		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
計		32	87	43	19

適用職員数

181 人

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5		1		
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				1
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1	1	2	
22				
23				
24				
25				1
26				1
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33			1	
34				
35				
36				
37			1	
38			1	
39				
40				
41				1
42				1
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				1
52				
53				
54				
55				
56				1
57			1	1
58				1
59				
60				
61				
62				1
63				
64				
65				1
66				
67				
68				
69			2	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

医療職給料表（一）

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	1	2	9	11

適用職員数	23 人
-------	------

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6		3					
7			1				
8							
9			2				
10		2					
11		2					
12					3		
13			3		1		
14		1					
15							
16		1	4		2		
17		1	1				
18					1		
19		1			1		
20		1	1		2		
21		1	1		4		
22			1		1		
23		5					
24		1					
25							
26					5		
27							
28		2					5
29							
30					3		
31					4		
32							1
33							
34			1			2	1
35					1		
36					1		1
37							
38							
39					1		
40					1		1
41			1		3		
42						1	
43					2	3	1
44							2
45					1	4	2
46					1	1	3
47					4	2	
48							1
49					2	1	2
50						3	
51					1	2	1
52						1	2
53					1	2	
54					1	2	1
55					1	1	5
56							2
57						1	
58						3	3
59					2	1	
60						3	3
61			1			1	
62					2	2	
63					5	2	
64						1	5
65					3		5
66					1	4	16
67						2	
68					1	1	
69					1	1	
70						2	
71						1	
72					1	1	
73					1		
74					1		
75							
76							

医療職給料表(二)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
77							
78							
79				1			
80				1	1		
81				1			
82					1		
83							
84							
85					3		
86				1			
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101				1			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
計		21	18	71	57	55	12

適用職員数	234 人
-------	-------

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6				1		
7						
8						
9			1			
10						
11						
12						
13			2	2		
14				1		
15		2				
16						
17				2		
18				4		
19						
20						
21						
22				2		
23						
24						
25		2		1		
26						
27				1		
28						
29		3				
30		1		1		
31						
32						
33		2				
34					1	
35						
36						
37				2		
38						
39			1	1		
40						
41						
42						
43						
44						2
45						
46						
47						2
48						
49				1		
50						1
51				1		
52						
53						
54		1		1		
55				1		
56						
57						
58			1			
59			1			
60						
61						
62				1	1	
63					1	
64						
65						
66				1	2	
67					1	
68						
69						
70				1		
71			1	3		
72						
73		1			2	
74						
75				1		
76						

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
77	人	人	人	人	人	人
78			2	3	2	
79				1		
80						
81			1		2	
82						
83			2			
84						
85				1		
86			1		1	
87			1			
88						
89				1		
90				1		
91			1		2	
92					1	
93					21	
94						
95						
96						
97						
98			1			
99		1				
100						
101			1			
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108			1			
109						
110						
111						
112				1		
113				1		
114						
115						
116						
117						
118			1			
119						
120						
121						
122						
123						
124			1			
125			8			
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

医療職給料表(三)

号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
153	人	人	人	人	人	人
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		13	28	38	37	5
適用職員数					121 人	

任期付職員の給料表別人員

給料表	職員数	摘要
特定任期付職員給料表	1 人	特定任期付職員
行政職給料表	2	上記以外の任期付職員
教育職給料表（二）	3	
研究職給料表	1	
医療職給料表（一）	1	
計	8	

- （注）
- 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。
  - 2 特定任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項に規定により任期を定めて採用された職員をいう。
  - 3 上記以外の任期付職員とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項に規定により任期を定めて採用された職員をいう。
  - 4 行政職給料表、教育職給料表（二）、研究職給料表及び医療職給料表（一）の適用を受ける任期付職員は、本表以外には含まない。



第12表 職員の給料表別、学歴別、年齢別平均給料月額等

給料表

行政職

役職

部長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39	1	413,000							1	413,000
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48	2	496,750							2	496,750
49										
50										
51										
52	1	527,500							1	527,500
53										
54	1	527,500							1	527,500
55	1	498,800							1	498,800
56	4	484,550			1	450,200			5	477,680
57	5	477,780			1	494,200			6	480,517
58	4	480,875			2	495,150			6	485,633
59	1	473,500			1	491,500			2	482,500
60										
計	20	484,220			5	485,240			25	484,424
平均年齢		54.8 歳		歳		57.6 歳		歳		55.3 歳

(注) 平均給料月額には、平成18年の給料表切替えに伴う経過措置額を含むが、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含まない(以下第12表の各表において同じ。)

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 次長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33	1	377,200							1	377,200
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45	1	429,900							1	429,900
46										
47										
48										
49										
50	1	459,300							1	459,300
51	1	468,600							1	468,600
52										
53	1	439,000			1	440,600			2	439,800
54	4	437,175							4	437,175
55	1	432,300			1	440,100			2	436,200
56	2	437,700							2	437,700
57	11	434,036			2	440,850			13	435,085
58	4	430,350			1	424,900			5	429,260
59	12	433,342							12	433,342
60										
計	39	434,008			5	437,460			44	434,400
平均年齢	55.9 歳		歳		56.0 歳		歳		55.9 歳	

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 課長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32	1	348,600							1	348,600
33										
34	2	369,500							2	369,500
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42	1	380,300							1	380,300
43	1	410,200							1	410,200
44										
45										
46										
47	3	401,500							3	401,500
48	2	402,000							2	402,000
49	10	402,600			1	404,700			11	402,791
50	11	402,900	1	402,000	3	403,000			15	402,860
51	10	406,680	1	402,000					11	406,255
52	23	410,678			2	404,250			25	410,164
53	19	409,705	2	403,800	7	407,786			28	408,804
54	27	410,119			13	406,669			40	408,998
55	27	407,307	1	402,600	4	403,050	1	402,600	33	406,506
56	24	409,446	1	402,900	9	406,467	1	404,100	35	408,340
57	40	406,048	2	403,050	8	402,813			50	405,410
58	34	408,024	1	401,400	10	402,740			45	406,702
59	23	405,013			5	401,720			28	404,425
60										
計	258	406,855	9	402,733	62	404,715	2	403,350	331	406,321
平均年齢		54.5 歳		54.4 歳		55.3 歳		55.5 歳		54.6 歳

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 課長補佐

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40	1	393,000							1	393,000
41										
42	1	352,600							1	352,600
43	2	371,300							2	371,300
44	9	365,289							9	365,289
45	18	373,306							18	373,306
46	34	377,815	2	368,100	6	373,567			42	376,745
47	40	382,035	1	384,500	6	381,317			47	381,996
48	57	383,556	2	378,850	11	386,155			70	383,830
49	46	386,674			9	388,778			55	387,018
50	38	387,463	4	386,000	17	388,041			59	387,531
51	57	388,253	4	390,775	26	389,181	1	372,800	88	388,466
52	60	389,872	4	392,825	13	390,308			77	390,099
53	53	390,808	2	392,500	20	390,985	2	380,450	77	390,629
54	56	391,630	5	392,040	30	392,433			91	391,918
55	45	391,962	6	389,167	23	392,513	1	385,100	75	391,816
56	47	391,562	7	392,100	17	390,965			71	391,472
57	37	391,759	5	391,080	9	391,756	2	382,500	53	391,345
58	38	391,716	7	392,357	7	390,614			52	391,654
59	43	390,923	5	390,700	9	386,389			57	390,188
60										
計	682	387,675	54	389,576	203	389,507	6	380,633	945	388,132
平均年齢	52.0 歳		54.2 歳		52.8 歳		54.3 歳		52.3 歳	

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 係長

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35	4	286,025							4	286,025
36	2	316,250			1	302,200			3	311,567
37	4	293,425			2	309,300			6	298,717
38	9	306,100			7	314,486			16	309,769
39	12	316,942			4	314,125			16	316,238
40	19	330,795			12	332,108			31	331,303
41	33	338,227			17	346,688	1	309,600	51	340,486
42	62	348,398	1	354,200	23	352,674			86	349,609
43	77	357,243	3	350,300	23	352,496	1	355,000	104	355,971
44	75	360,385	1	364,600	29	364,993	3	360,133	108	361,655
45	74	364,945	4	355,800	27	362,352	3	362,433	108	363,888
46	75	368,591	7	362,271	22	368,491	4	363,675	108	367,979
47	42	370,181	4	369,425	26	371,846	2	361,800	74	370,499
48	56	371,323	5	373,240	25	368,328	1	364,600	87	370,495
49	37	374,041	1	372,800	26	375,265	2	368,250	66	374,329
50	47	375,170			18	373,650			65	374,749
51	20	377,120	3	379,133	23	372,009			46	374,696
52	13	371,669	3	378,733	9	378,067	1	365,900	26	374,477
53	14	379,964	1	371,500	15	377,427	1	370,600	31	378,161
54	10	378,880	1	381,000	14	374,200	1	371,500	26	376,158
55	9	375,589			4	368,725			13	373,477
56	5	381,000	2	379,800	11	371,855			18	375,278
57	4	373,950	3	381,000	7	371,319			14	374,145
58	2	381,000			3	368,867			5	373,720
59	5	366,234	2	381,000	4	365,867			11	368,785
60										
計	710	361,146	41	369,176	352	363,364	20	360,985	1,123	362,131
平均年齢	45.7 歳		49.0 歳		47.1 歳		46.7 歳		46.3 歳	

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 主任主事等

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29	34	243,765			1	243,500			35	243,757
30	79	247,900	1	246,600	6	244,533			86	247,650
31	67	253,387			9	252,867			76	253,325
32	70	256,976	1	245,000	6	258,100			77	256,908
33	64	264,105			10	263,250			74	263,989
34	67	272,503	2	254,500	9	271,611			78	271,938
35	63	276,037	1	268,400	11	281,555			75	276,744
36	44	283,370	2	279,550	15	289,140	1	287,400	62	284,708
37	35	289,531			18	295,556			53	291,577
38	24	299,554			17	301,724	1	303,900	42	300,536
39	18	303,511	1	303,900	15	311,267			34	306,944
40	15	313,980	1	307,200	11	316,009	4	311,725	31	314,190
41	16	319,044	2	322,350	22	320,250			40	319,873
42	11	320,945	1	324,800	10	320,140			22	320,755
43	10	329,100	2	325,750	10	330,890			22	329,609
44	9	333,867	3	329,367	11	329,009			23	330,957
45	6	334,433	6	333,633	12	333,900			24	333,967
46	4	337,250	5	337,640	7	330,871	1	330,900	17	334,365
47	6	336,967	1	341,100	6	335,833			13	336,762
48	6	340,750	3	339,900	7	337,571			16	339,200
49	4	343,075			10	342,720	2	343,800	16	342,944
50	5	345,420	1	347,200	7	340,157	1	343,100	14	342,750
51	6	348,567	1	343,100	6	343,083			13	345,615
52	1	350,000	1	343,500	7	346,471	1	346,300	10	346,510
53	1	350,000			4	346,075	1	348,500	6	347,133
54	2	350,000			7	350,000			9	350,000
55	1	350,000			3	344,067			4	345,550
56					4	349,600			4	349,600
57					3	348,500			3	348,500
58	2	350,649			4	346,300			6	347,750
59			1	347,600					1	347,600
60										
計	670	276,637	36	318,903	268	311,583	12	324,550	986	288,262
平均年齢	35.0 歳		43.3 歳		41.7 歳		44.4 歳		37.2 歳	

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 主事・技師

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					10	151,590			10	151,590
19					14	154,293			14	154,293
20					16	161,238			16	161,238
21			1	171,700	31	168,642			32	168,738
22	43	183,870	1	174,400	22	178,723			66	182,011
23	56	192,020			16	188,481			72	191,233
24	67	199,904			18	196,378			85	199,158
25	105	206,785			21	204,495			126	206,403
26	77	213,558			14	209,971			91	213,007
27	89	219,396	1	221,500	14	218,886			104	219,347
28	69	225,229	1	216,200	12	222,292			82	224,689
29	49	227,755	1	232,800	6	227,383			56	227,805
30	27	231,304	1	223,200	1	226,500			29	230,859
31	13	232,415			1	226,500			14	231,993
32	1	234,400			1	232,800			2	233,600
33	1	231,200			2	222,250			3	225,233
34	3	238,633							3	238,633
35	2	251,900			1	223,200			3	242,333
36										
37										
38										
39	1	244,100			1	234,400			2	239,250
40	1	298,600							1	298,600
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53										
54										
55										
56										
57	1	310,103							1	310,103
58										
59										
60										
計	605	211,969	6	206,633	201	188,479			812	206,115
平均年齢	26.1 歳		26.1 歳		23.4 歳		歳		25.4 歳	

## 給料表

## 行政職

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					10	151,590			10	151,590
19					14	154,293			14	154,293
20					16	161,238			16	161,238
21			1	171,700	31	168,642			32	168,738
22	43	183,870	1	174,400	22	178,723			66	182,011
23	56	192,020			16	188,481			72	191,233
24	67	199,904			18	196,378			85	199,158
25	105	206,785			21	204,495			126	206,403
26	77	213,558			14	209,971			91	213,007
27	89	219,396	1	221,500	14	218,886			104	219,347
28	69	225,229	1	216,200	12	222,292			82	224,689
29	83	234,313	1	232,800	7	229,686			91	233,941
30	106	243,673	2	234,900	7	241,957			115	243,416
31	80	249,979			10	250,230			90	250,007
32	72	257,935	1	245,000	7	254,486			80	257,471
33	66	265,320			12	256,417			78	263,950
34	72	273,786	2	254,500	9	271,611			83	273,086
35	69	275,916	1	268,400	12	276,692			82	275,938
36	46	284,800	2	279,550	16	289,956	1	287,400	65	285,948
37	39	289,931			20	296,930			59	292,303
38	33	301,339			24	305,446	1	303,900	58	303,083
39	32	310,113	1	303,900	20	307,995			53	309,196
40	36	324,622	1	307,200	23	324,409	4	311,725	64	323,467
41	49	331,963	2	322,350	39	331,774	1	309,600	91	331,425
42	75	344,853	2	339,500	33	342,815			110	344,145
43	90	355,017	5	340,480	33	345,948	1	355,000	129	352,133
44	93	358,294	4	338,175	40	355,098	3	360,133	140	356,845
45	99	365,272	10	342,500	39	353,597	3	362,433	151	360,692
46	113	370,257	14	354,307	35	361,837	5	357,120	167	366,762
47	91	374,234	6	367,217	38	367,655	2	361,800	137	371,920
48	123	378,039	10	364,360	43	367,881	1	364,600	177	374,723
49	97	381,699	1	372,800	46	371,474	4	356,025	148	377,767
50	102	382,107	6	382,200	45	375,833	1	343,100	154	380,024
51	94	386,166	9	382,844	55	376,971	1	372,800	159	382,713
52	98	393,338	8	381,375	31	377,755	2	356,100	139	388,638
53	88	393,247	5	392,820	47	386,394	4	370,000	144	390,349
54	100	397,695	6	390,200	64	386,695	1	371,500	171	393,162
55	84	396,393	7	391,086	35	388,206	2	393,850	128	393,824
56	82	401,813	10	390,720	42	386,752	1	404,100	135	396,323
57	98	405,165	10	390,450	30	392,298	2	382,500	140	401,033
58	84	403,169	8	393,488	27	395,137			119	400,696
59	84	400,354	8	382,888	19	391,635			111	397,603
60										
計	2,984	323,718	146	359,714	1,096	326,705	40	355,120	4,266	326,012
平均年齢	41.7 歳		48.9 歳		43.0 歳		47.6 歳		42.4 歳	

## 給料表

## 公安職

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18					27	173,400			27	173,400
19					37	179,900			37	179,900
20					35	189,311			35	189,311
21					36	197,600			36	197,600
22	36	203,800			42	207,521			78	205,804
23	31	211,190			41	214,039			72	212,813
24	44	223,161			32	222,469			76	222,870
25	48	228,940			40	232,460			88	230,540
26	40	237,055			40	237,080			80	237,068
27	57	243,482			31	243,790			88	243,591
28	49	249,306			29	249,217			78	249,273
29	76	256,087			26	254,738			102	255,743
30	53	260,408			32	263,038			85	261,398
31	75	268,877			34	269,147			109	268,961
32	75	278,485			13	274,023			88	277,826
33	78	284,636			34	283,150			112	284,185
34	74	291,662			34	304,015			108	295,551
35	76	303,262			19	306,084			95	303,826
36	80	308,641			18	314,539			98	309,724
37	61	321,734	1	310,500	21	312,024			83	319,142
38	53	327,008			17	325,212			70	326,571
39	48	341,140	1	341,100	23	345,126			72	342,413
40	60	347,455			22	350,386			82	348,241
41	64	358,411			29	367,321			93	361,189
42	49	371,647	1	372,300	34	369,426			84	370,756
43	45	377,307	1	381,000	13	373,623			59	376,558
44	45	392,762	1	384,800	30	390,320			76	391,693
45	53	395,004	2	402,050	31	389,097			86	393,038
46	56	402,314	4	398,950	26	394,550			86	399,810
47	46	401,572	1	384,800	20	394,960			67	399,348
48	37	406,403	1	386,700	30	400,287			68	403,415
49	25	410,844	2	397,200	24	403,279			51	406,749
50	38	404,008			21	407,557			59	405,271
51	30	403,110			24	412,100			54	407,106
52	21	407,833			18	416,772			39	411,959
53	25	417,956			21	410,967			46	414,765
54	27	413,815			30	422,933			57	418,614
55	26	412,185			29	417,683			55	415,084
56	37	416,235			34	418,079			71	417,118
57	37	411,741	2	401,900	41	416,320			80	413,841
58	21	419,148			39	426,877			60	424,172
59	30	418,563	1	415,700	38	420,155			69	419,399
60										
計	1,826	325,125	18	387,500	1,215	316,990			3,059	322,261
平均年齢	38.3 歳		46.9 歳		37.7 歳		歳		38.1 歳	

## 給料表

## 海事職

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20					1	196,700			1	196,700
21					2	206,600			2	206,600
22										
23										
24			2	247,100	1	238,800	1	247,100	4	245,025
25										
26										
27										
28										
29										
30	1	290,500	1	297,700					2	294,100
31										
32					1	318,800			1	318,800
33							1	250,300	1	250,300
34										
35										
36							2	275,950	2	275,950
37			1	336,100					1	336,100
38					1	329,200			1	329,200
39			1	354,800	1	329,200	1	352,100	3	345,367
40			2	348,850					2	348,850
41			1	364,400	2	350,950	1	316,100	4	345,600
42			2	366,900			2	360,000	4	363,450
43			2	369,100					2	369,100
44	1	370,000	1	370,300	2	356,050	1	274,500	5	345,380
45			1	372,200	2	363,450			3	366,367
46					1	374,200	1	405,200	2	389,700
47	1	372,200	1	375,600					2	373,900
48					1	375,100			1	375,100
49			2	379,000	2	374,600			4	376,800
50			4	383,600					4	383,600
51			2	392,550					2	392,550
52	1	382,300	2	419,150	3	381,333	1	383,300	7	392,557
53			6	422,283					6	422,283
54	1	425,900			2	405,850			3	412,533
55					1	279,000			1	279,000
56							1	369,600	1	369,600
57					2	394,200	3	392,133	5	392,960
58					2	428,300			2	428,300
59	1	429,400			1	390,100			2	409,750
60										
計	6	378,383	31	373,694	28	347,682	15	336,433	80	357,955
平均年齢	47.6 歳		45.2 歳		44.8 歳		44.1 歳		45.0 歳	

## 給料表

## 教育職二

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額								
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19					1	166,100			1	166,100
20										
21										
22	17	204,076							17	204,076
23	23	210,626	1	205,300	1	197,700			25	209,896
24	24	219,746							24	219,746
25	32	228,581			1	208,300			33	227,967
26	37	240,200							37	240,200
27	31	248,884			1	235,200			32	248,456
28	62	256,542			3	230,633			65	255,346
29	49	266,398							49	266,398
30	52	273,506	2	252,000	1	223,200			55	271,809
31	55	278,685							55	278,685
32	36	288,450	1	290,900	5	252,580			42	284,238
33	53	297,160	2	274,150	1	246,600			56	295,436
34	52	302,612	1	297,700					53	302,519
35	69	313,341							69	313,341
36	69	320,461	1	297,700	2	268,950			72	318,714
37	56	333,996			3	271,433			59	330,815
38	75	339,515	1	295,000	1	260,900			77	337,916
39	85	345,464	1	290,600	1	336,800			87	344,733
40	96	352,113	2	327,550	2	299,800			100	350,575
41	110	357,610	4	303,550	2	276,250			116	354,343
42	95	365,733	2	323,900	1	314,300			98	364,354
43	91	371,297	3	350,567	2	296,950			96	369,100
44	110	382,193	3	358,300	2	296,650			115	380,082
45	135	384,467	5	374,140	2	322,400			142	383,229
46	116	389,621	6	321,700	4	310,875	1	323,700	127	383,413
47	100	395,716	3	380,500	6	325,983			109	391,459
48	105	403,329	4	393,525	7	361,514			116	400,467
49	122	408,383	2	389,500	12	361,783			136	403,993
50	118	413,953	7	386,257	7	342,614	1	324,500	133	408,068
51	124	414,257	5	348,620	3	382,533			132	411,050
52	111	417,652	6	355,783	8	359,663	1	365,500	126	410,610
53	89	418,955	4	406,575	1	411,800			94	418,352
54	92	422,752	13	397,992	4	397,325			109	418,866
55	110	424,163	4	369,650	8	397,888	1	358,300	123	420,146
56	109	421,593			6	397,967			115	420,360
57	105	424,464	7	365,714	5	387,560			117	419,372
58	95	421,583	2	408,150	3	395,567			100	420,534
59	88	428,303	3	371,900	9	369,844			100	421,350
60										
計	2,998	368,706	95	358,117	115	339,130	4	343,000	3,212	367,301
平均年齢	44.3 歳		48.3 歳		47.5 歳		50.7 歳		44.6 歳	

## 給料表

## 教育職三

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22	128	205,086	1	205,700					129	205,091
23	148	211,242							148	211,242
24	140	220,615	1	210,800					141	220,545
25	122	228,569							122	228,569
26	121	239,893	1	217,500					122	239,710
27	126	247,925	1	246,000					127	247,909
28	105	256,661	2	244,600					107	256,436
29	103	264,138							103	264,138
30	101	271,459	1	263,600					102	271,382
31	93	277,903	2	265,600					95	277,644
32	93	286,729	5	269,440					98	285,847
33	80	292,695	4	283,500					84	292,257
34	101	299,942							101	299,942
35	98	312,013	1	318,300					99	312,077
36	97	320,586	1	293,200					98	320,306
37	96	330,588	3	305,767					99	329,835
38	96	337,202	3	342,367					99	337,359
39	101	349,322	1	340,700					102	349,237
40	115	352,733	1	362,700					116	352,819
41	167	363,171	6	335,167					173	362,200
42	128	368,666	10	330,930					138	365,932
43	153	371,966	11	359,073					164	371,101
44	162	377,665	18	364,833					180	376,382
45	217	382,177	16	370,788					233	381,395
46	252	388,287	23	375,743					275	387,238
47	239	393,143	25	384,052					264	392,282
48	230	396,468	45	389,382					275	395,309
49	261	400,796	46	393,909					307	399,764
50	294	404,081	45	399,040					339	403,412
51	290	405,381	40	401,963					330	404,967
52	294	408,916	45	402,318					339	408,040
53	276	410,023	52	404,144					328	409,091
54	273	411,099	59	404,668					332	409,956
55	354	411,870	79	403,972					433	410,429
56	298	413,478	60	403,912					358	411,874
57	286	414,476	64	406,659					350	413,047
58	246	416,481	53	404,270					299	414,317
59	256	418,425	63	404,016					319	415,579
60										
計	6,740	362,248	788	392,949					7,528	365,461
平均年齢	44.6 歳		51.9 歳		歳		歳		45.4 歳	

## 給料表

## 研究職

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	1	207,800							1	207,800
24	3	217,600							3	217,600
25	6	229,900							6	229,900
26	6	240,533							6	240,533
27	5	248,200							5	248,200
28	1	261,500							1	261,500
29	5	275,760							5	275,760
30	6	294,833							6	294,833
31	5	305,400							5	305,400
32	3	298,333							3	298,333
33	6	318,517							6	318,517
34	7	319,814							7	319,814
35	4	329,425							4	329,425
36	4	345,475							4	345,475
37										
38	2	356,700			1	345,800			3	353,067
39	1	369,300	1	356,700					2	363,000
40	1	363,300							1	363,300
41	7	371,029							7	371,029
42	5	361,300							5	361,300
43	5	375,880							5	375,880
44	5	374,040							5	374,040
45	10	384,940							10	384,940
46	4	396,850							4	396,850
47	5	401,540							5	401,540
48	4	394,150							4	394,150
49	7	403,629							7	403,629
50	2	395,800							2	395,800
51	4	420,450							4	420,450
52	7	420,600							7	420,600
53	4	441,650							4	441,650
54	8	447,200							8	447,200
55	6	435,533	1	412,200					7	432,200
56	8	461,375							8	461,375
57	5	447,920							5	447,920
58	7	455,629							7	455,629
59	9	461,500							9	461,500
60										
計	178	369,097	2	384,450	1	345,800			181	369,138
平均年齢	43.0 歳		47.0 歳		38.0 歳		歳		43.0 歳	

## 給料表

医療職一

役職

計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30	1	320,100							1	320,100
31										
32										
33										
34										
35	1	394,900							1	394,900
36										
37	1	447,900							1	447,900
38	1	447,900							1	447,900
39										
40	1	474,600							1	474,600
41	2	483,900							2	483,900
42	1	497,700							1	497,700
43										
44	3	445,267							3	445,267
45										
46										
47	2	518,400							2	518,400
48	2	536,050							2	536,050
49	1	549,600							1	549,600
50										
51	1	523,900							1	523,900
52										
53	1	559,300							1	559,300
54										
55	1	571,600							1	571,600
56	1	568,900							1	568,900
57	1	563,700							1	563,700
58	1	564,600							1	564,600
59										
60										
61										
62	1	565,500							1	565,500
63										
64										
65										
計	23	498,378							23	498,378
平均年齢	46.3 歳		歳		歳		歳		46.3 歳	

## 給料表

## 医療職二

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	4	197,800							4	197,800
24	2	204,200							2	204,200
25	6	214,067							6	214,067
26	7	224,086	1	222,700					8	223,913
27	2	232,000							2	232,000
28	4	237,650							4	237,650
29	3	243,967	1	241,300					4	243,300
30	4	252,000							4	252,000
31	2	264,850							2	264,850
32	5	270,740	1	274,200					6	271,317
33	4	274,075							4	274,075
34	8	271,738	2	284,500					10	274,290
35	4	283,275							4	283,275
36	5	294,620	1	300,300					6	295,567
37	2	308,250							2	308,250
38	4	315,125							4	315,125
39	6	323,267	1	321,700					7	323,043
40	2	319,300	1	326,600					3	321,733
41	7	344,786	1	335,800					8	343,663
42	12	345,117	3	326,933					15	341,480
43	5	352,880	1	333,900					6	349,717
44	6	354,183	2	354,750					8	354,325
45	1	374,400	4	351,800					5	356,320
46	5	367,780	4	356,175					9	362,622
47	9	375,667	3	360,333					12	371,833
48	5	387,020	3	369,400					8	380,413
49	6	388,950	4	368,550					10	380,790
50	3	371,033	2	386,500					5	377,220
51	7	404,114	2	391,150					9	401,233
52	2	402,350	1	404,700					3	403,133
53	4	400,275	2	389,450					6	396,667
54	4	405,425	5	392,360					9	398,167
55	8	409,675	3	405,100					11	408,427
56	6	410,967							6	410,967
57	8	415,238							8	415,238
58	3	420,700	4	395,550					7	406,329
59	6	424,683	1	387,400					7	419,357
60										
計	181	334,665	53	358,428					234	340,047
平均年齢	42.1 歳		47.1 歳		歳		歳		43.2 歳	

## 給料表

## 医療職三

## 役職

## 計

年 齢	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒		中 学 卒		計	
	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額	職員数	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18										
19										
20										
21										
22										
23	2	218,100							2	218,100
24										
25	3	234,933							3	234,933
26	3	241,067							3	241,067
27	3	250,600							3	250,600
28	2	248,250							2	248,250
29	1	267,200							1	267,200
30										
31	3	274,667							3	274,667
32	4	279,950							4	279,950
33	3	284,200							3	284,200
34	3	287,900	1	264,900					4	282,150
35										
36	3	304,733							3	304,733
37			1	311,100					1	311,100
38	1	324,700							1	324,700
39	1	327,400	3	320,767					4	322,425
40			1	317,900					1	317,900
41	1	345,700	3	302,267					4	313,125
42	3	347,967	2	339,900					5	344,740
43	6	351,400	3	346,467					9	349,756
44	3	368,167	2	341,950					5	357,680
45	3	369,300	4	363,600					7	366,043
46	2	385,300	1	336,800					3	369,133
47	2	388,200	1	351,100					3	375,833
48	2	388,150	4	364,175	1	351,900			7	369,271
49	5	392,200	1	359,400					6	386,733
50										
51	2	392,600	4	385,100					6	387,600
52	1	392,600	5	383,140					6	384,717
53	2	405,000	1	362,600					3	390,867
54	1	392,600	2	362,600					3	372,600
55	1	362,600	1	392,600					2	377,600
56	3	399,667	1	375,900					4	393,725
57	2	401,550							2	401,550
58	3	398,567	1	362,600					4	389,575
59			3	389,733	1	362,600			4	382,950
60										
計	74	331,643	45	354,860	2	357,250			121	340,701
平均年齢		40.7 歳		47.4 歳		53.5 歳		歳		43.4 歳

第13表 職員の給料表別、性別、年齢別職員数

年 齢	行政職給料表		公安職給料表		海事職給料表		教育職給料表二		教育職給料表三	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	6	4	19	8						
19	5	9	32	5			1			
20	10	6	29	6	1					
21	24	8	34	2	2					
22	35	31	63	15			6	11	33	96
23	35	37	58	14			11	14	44	104
24	52	33	67	9	4		9	15	36	105
25	79	47	70	18			19	14	43	79
26	50	41	70	10			22	15	46	76
27	64	40	78	10			18	14	60	67
28	54	28	69	9			38	27	51	56
29	64	27	92	10			18	31	39	64
30	78	37	79	6	2		28	27	45	57
31	56	34	96	13			36	19	40	55
32	58	22	78	10	1		24	18	41	57
33	58	20	101	11	1		34	22	45	39
34	54	29	99	9			30	23	54	47
35	59	23	87	8			43	26	52	47
36	48	17	95	3	2		42	30	48	50
37	41	18	76	7	1		31	28	45	54
38	43	15	66	4	1		41	36	38	61
39	41	12	70	2	3		45	42	45	57
40	45	19	76	6	2		59	41	51	65
41	70	21	81	12	4		67	49	93	80
42	78	32	77	7	4		56	42	54	84
43	88	41	54	5	2		57	39	71	93
44	105	35	72	4	5		58	57	84	96
45	105	46	81	5	3		77	65	111	122
46	112	55	78	8	2		79	48	125	150
47	105	32	62	5	2		59	50	128	136
48	128	49	66	2	1		58	58	118	157
49	117	31	49	2	4		72	64	139	168
50	127	27	59		4		73	60	164	175
51	124	35	53	1	2		82	50	143	187
52	108	31	39		7		93	33	170	169
53	111	33	46		6		59	35	165	163
54	150	21	57		3		71	38	159	173
55	114	14	55		1		92	31	214	219
56	114	21	70	1	1		85	30	187	171
57	117	23	79	1	5		80	37	200	150
58	104	15	59	1	2		72	28	166	133
59	98	13	69		2		70	30	176	143
60										
61										
62										
63										
64										
65										
計	3,134	1,132	2,810	249	80		1,915	1,297	3,523	4,005

研究職給料表		医療職給料表一		医療職給料表二		医療職給料表三		合 計		
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
								25	12	37
								38	14	52
								40	12	52
								60	10	70
								137	153	290
1					4		2	149	175	324
2	1				2			170	165	335
4	2			2	4		3	217	167	384
3	3				8		3	191	156	347
3	2			1	1		3	224	137	361
1				1	3		2	214	125	339
2	3			1	3		1	216	139	355
3	3	1		3	1			239	131	370
2	3			2		1	2	233	126	359
3				4	2		4	209	113	322
2	4			2	2		3	243	101	344
5	2			7	3		4	249	117	366
3	1		1	2	2			246	108	354
2	2			3	3		3	240	108	348
		1		2			1	197	108	305
3			1	2	2		1	194	120	314
1	1			3	4	1	3	209	121	330
	1		1	2	1		1	235	135	370
5	2		2	7	1	1	3	328	170	498
3	2		1	9	6		5	281	179	460
4	1			3	3		9	279	191	470
3	2	3		5	3	1	4	336	201	537
10				2	3	1	6	390	247	637
4				5	4		3	405	268	673
2	3		2	9	3		3	367	234	601
4		1	1	8			7	384	274	658
6	1		1	6	4	1	5	394	276	670
2				3	2			432	264	696
4		1		7	2		6	416	281	697
7				3			6	427	239	666
4			1	4	2	1	2	396	236	632
8				8	1	1	2	457	235	692
7		1		9	2		2	493	268	761
8		1		6			4	472	227	699
5		1		8			2	495	213	708
7		1		7			4	418	181	599
8	1			6	1	1	3	430	191	621
		1						1		1
141	40	12	11	152	82	9	112	11,776	6,928	18,704

第14表 職員の住居手当受給者の給料表別、住居種類別職員数及び平均家賃額等

給料表	区 分	借 家 等						計
		公営住宅	公社公団住宅	民営借家	民営借間 (光熱費別)	民営借間 (光熱費込)	賄い付下宿	
全給料表	職 員 数 (人)	13	6	4,538	36	4	1	4,598
	手当受給者の構成比 (%)	0.3	0.1	98.7	0.8	0.1		100.0
	家 賃 額 (円)	51,976	58,000	57,984	55,209	67,610	41,000	57,950
	住 居 手 当 額 (円)	21,353	25,733	25,140	25,058	24,600	3,400	25,125
行政職給料表	職 員 数 (人)	2	3	962	27	1		995
	手当受給者の構成比 (%)	0.2	0.3	96.7	2.7	0.1		100.0
	家 賃 額 (円)	62,250	59,700	58,260	55,407	45,000		58,182
	住 居 手 当 額 (円)	21,550	25,666	25,232	25,092	17,700		25,215
公安職給料表	職 員 数 (人)			597				597
	手当受給者の構成比 (%)			100.0				100.0
	家 賃 額 (円)			57,205				57,205
	住 居 手 当 額 (円)			25,022				25,022
教育職給料表二	職 員 数 (人)			989		1		990
	手当受給者の構成比 (%)			99.9		0.1		100.0
	家 賃 額 (円)			59,003		97,440		59,042
	住 居 手 当 額 (円)			25,617		28,000		25,620
教育職給料表三	職 員 数 (人)	10	2	1,883		2	1	1,898
	手当受給者の構成比 (%)	0.5	0.1	99.2		0.1	0.1	100.0
	家 賃 額 (円)	49,820	60,000	57,510		64,000	41,000	57,470
	住 居 手 当 額 (円)	20,950	27,250	24,876		26,350	3,400	24,848
その他の給料表	職 員 数 (人)	1	1	107	9			118
	手当受給者の構成比 (%)	0.8	0.8	90.7	7.6			100.0
	家 賃 額 (円)	53,000	48,900	58,755	54,615			58,307
	住 居 手 当 額 (円)	25,000	22,900	25,219	24,955			25,177

(注) 1 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計が計と一致しない場合がある。  
 2 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は1,735人(手当受給者1人当たり平均手当月額22,874円)である。

第15表 職員の給料表別、家賃額別職員数等

家賃額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
13,000 以下							
13,001 ~ 14,000							
14,001 ~ 15,000				1		1	
15,001 ~ 16,000							
16,001 ~ 17,000							
17,001 ~ 18,000							
18,001 ~ 19,000							
19,001 ~ 20,000	1		1	3		5	0.1
20,001 ~ 21,000							
21,001 ~ 22,000				4		4	0.1
22,001 ~ 23,000			1	1		2	
23,001 ~ 24,000							
24,001 ~ 25,000	2	1	1	3		7	0.2
25,001 ~ 26,000			1	2		3	0.1
26,001 ~ 27,000							
27,001 ~ 28,000	1		1	3		5	0.1
28,001 ~ 29,000	1			2		3	0.1
29,001 ~ 30,000	7	2	1	21		31	0.7
30,001 ~ 31,000			1	3		4	0.1
31,001 ~ 32,000	3	1	1	3		8	0.2
32,001 ~ 33,000		1		2	1	4	0.1
33,001 ~ 34,000		1	1	1		3	0.1
34,001 ~ 35,000	10	5	3	25	1	44	1.0
35,001 ~ 36,000	3	2	1	5		11	0.2
36,001 ~ 37,000	5	3	1	3		12	0.3
37,001 ~ 38,000	1	7	4	18		30	0.7
38,001 ~ 39,000	5	3	2	5	1	16	0.3
39,001 ~ 40,000	25	16	19	78	4	142	3.1
40,001 ~ 41,000	6	3	3	8		20	0.4
41,001 ~ 42,000	3	9	4	17	2	35	0.8
42,001 ~ 43,000	16	6	12	28	3	65	1.4
43,001 ~ 44,000	4	5	5	10	1	25	0.5
44,001 ~ 45,000	40	26	35	75	4	180	3.9
45,001 ~ 46,000	8	3	9	26	3	49	1.1
46,001 ~ 47,000	17	3	17	24	2	63	1.4
47,001 ~ 48,000	15	15	20	43	3	96	2.1
48,001 ~ 49,000	13	9	20	27	2	71	1.5
49,001 ~ 50,000	62	43	65	142	6	318	6.9
50,001 ~ 51,000	15	11	15	24	2	67	1.5
51,001 ~ 52,000	33	25	15	38	4	115	2.5
52,001 ~ 53,000	36	22	39	47	2	146	3.2
53,001 ~ 54,000	33	17	23	29	3	105	2.3
54,001 ~ 55,000	93	55	80	157	10	395	8.6
55,001 ~ 60,000	214	108	206	373	25	926	20.1
60,001 ~ 65,000	110	84	173	250	11	628	13.7
65,001 以上	213	111	210	397	28	959	20.9
合計	995	597	990	1,898	118	4,598	100.0
平均手当額 (円)	25,215	25,022	25,620	24,848	25,177	25,125	—
平均家賃額 (円)	58,182	57,205	59,042	57,470	58,307	57,950	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第16表 職員の通勤手当受給者の給料表別、通勤方法別職員数及び平均通勤手当額等（月額）

給料表	区分	交通機関利用者						交通用具使用者				
		電車	バス	鉄道	船	2種類以上の交通機関	計	自転車	バイク	自動車	交通機関との併用	計
全給料表	職員数(人)	377	1,682	551	7	135	2,752	123	755	10,019	960	11,857
	手当受給者の構成比(%)	13.7	61.1	20.0	0.3	4.9	100.0	1.0	6.4	84.5	8.1	100.0
	通勤手当額(円)	4,806	13,109	11,592	13,481	21,679	12,089	3,072	6,003	9,308	26,464	10,422
行政職給料表	職員数(人)	268	996	380		86	1,730	46	138	1,095	225	1,504
	手当受給者の構成比(%)	15.5	57.6	22.0		5.0	100.0	3.1	9.2	72.8	15.0	100.0
	通勤手当額(円)	4,860	13,429	12,621		24,393	12,469	3,117	6,396	12,023	28,425	13,688
公安職給料表	職員数(人)	79	468	102		11	660	61	540	567	139	1,307
	手当受給者の構成比(%)	12.0	70.9	15.5		1.7	100.0	4.7	41.3	43.4	10.6	100.0
	通勤手当額(円)	4,619	12,218	8,717		16,554	10,840	3,052	5,771	8,641	19,410	8,340
教育職給料表二	職員数(人)	5	61	15		11	92	3	8	2,102	338	2,451
	手当受給者の構成比(%)	5.4	66.3	16.3		12.0	100.0	0.1	0.3	85.8	13.8	100.0
	通勤手当額(円)	4,813	16,041	7,746		18,993	14,431	2,400	8,200	11,627	29,825	14,114
教育職給料表三	職員数(人)	20	107	28	7	25	187	9	57	5,934	190	6,190
	手当受給者の構成比(%)	10.7	57.2	15.0	3.7	13.4	100.0	0.1	0.9	95.9	3.1	100.0
	通勤手当額(円)	4,813	11,447	8,412	13,481	15,287	10,872	2,767	6,605	7,964	22,768	8,399
その他の給料表	職員数(人)	5	50	26		2	83	4	12	321	68	405
	手当受給者の構成比(%)	6.0	60.2	31.3		2.4	100.0	1.0	3.0	79.3	16.8	100.0
	通勤手当額(円)	4,813	15,054	13,473		27,831	14,249	4,050	7,633	10,896	28,020	13,607

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第17表 職員の交通機関利用者の給料表別、通勤手当額別（月額）職員数等

通勤手当額	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
円	人	人	人	人	人	人	%
3,000 以下	4				1	5	0.2
3,001 ~ 4,000	5	22	2	2	3	34	1.2
4,001 ~ 5,000	273	84	8	20	7	392	14.2
5,001 ~ 6,000	185	68	9	32	9	303	11.0
6,001 ~ 7,000	147	63	5	18	6	239	8.7
7,001 ~ 8,000	127	58	2	13	3	203	7.4
8,001 ~ 9,000	59	34	3	12	2	110	4.0
9,001 ~ 10,000	116	67	11	9	2	205	7.4
10,001 ~ 11,000	109	30	4	11	4	158	5.7
11,001 ~ 12,000	125	50	5	13	8	201	7.3
12,001 ~ 13,000	127	30	6	6	4	173	6.3
13,001 ~ 14,000	32	12	2	7	3	56	2.0
14,001 ~ 15,000	27	14	1	5	2	49	1.8
15,001 ~ 16,000	11	19	2	8	1	41	1.5
16,001 ~ 17,000	30	13	2	1	1	47	1.7
17,001 ~ 18,000	8	3	1	5	1	18	0.7
18,001 ~ 19,000	29	4	3	3	1	40	1.5
19,001 ~ 20,000	8	2				10	0.4
20,001 ~ 21,000	10	5	1	1		17	0.6
21,001 ~ 22,000	17	16	1	2	2	38	1.4
22,001 ~ 23,000	103	21	9	6	12	151	5.5
23,001 ~ 24,000	4	4	2	2	2	14	0.5
24,001 ~ 25,000	1			1		2	0.1
25,001 ~ 26,000	1			2		3	0.1
26,001 ~ 27,000	5	2				7	0.3
27,001 ~ 28,000	7			1		8	0.3
28,001 ~ 29,000	4			1		5	0.2
29,001 ~ 30,000	7				1	8	0.3
30,001 ~ 31,000	82	38	10	4	5	139	5.1
31,001 ~ 32,000	1					1	
32,001 ~ 33,000	3			1	1	5	0.2
33,001 ~ 34,000		1				1	
34,001 ~ 35,000	2					2	0.1
35,001 ~ 36,000	6			1		7	0.3
36,001 ~ 37,000	5					5	0.2
37,001 ~ 38,000	4		2			6	0.2
38,001 ~ 39,000	1					1	
39,001 ~ 40,000	1		1			2	0.1
40,001 ~ 41,000	3					3	0.1
41,001 ~ 42,000	1					1	
42,001 ~ 43,000							
43,001 ~ 44,000							
44,001 ~ 45,000	4					4	0.1
45,001 ~ 46,000	1					1	
46,001 ~ 47,000	1					1	
47,001 ~ 48,000	1					1	
48,001 ~ 49,000							
49,001 ~ 50,000	1				1	2	0.1
50,001 ~ 52,000	8					8	0.3
52,001 ~ 54,000	8				1	9	0.3
54,001 ~ 56,000	1					1	
56,001 ~ 58,000	7					7	0.3
58,001 ~ 60,000	7					7	0.3
60,001 ~ 62,000							
62,001 以上	1					1	
合 計	1,730	660	92	187	83	2,752	100.0
平均手当額 (円)	12,469	10,840	14,431	10,872	14,249	12,089	-

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、空欄となっている場合があり、また、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第18表 職員の交通用具使用者の給料表別、通勤距離別職員数等

通勤距離	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表二	教育職給料表三	その他の給料表	計	職員数の割合
km	人	人	人	人	人	人	%
5 未満	374	475	473	1,390	108	2,820	23.8
5 ～ 9	322	306	413	1,995	69	3,105	26.2
10 ～ 14	235	218	314	1,280	47	2,094	17.7
15 ～ 19	136	124	289	719	38	1,306	11.0
20 ～ 24	90	91	255	399	38	873	7.4
25 ～ 29	73	46	177	206	27	529	4.5
30 ～ 34	50	18	143	102	20	333	2.8
35 ～ 39	53	16	146	44	15	274	2.3
40 ～ 44	43	11	72	30	17	173	1.5
45 ～ 49	24	1	63	15	9	112	0.9
50 ～ 54	23	1	44	7	4	79	0.7
55 ～ 59	15		33	2	5	55	0.5
60 ～ 64	32		15	1	3	51	0.4
65 ～ 69	8		6		1	15	0.1
70 以上	26		8		4	38	0.3
合計	1,504	1,307	2,451	6,190	405	11,857	100.0
平均手当額 (円/月)	13,688	8,340	14,114	8,399	13,607	10,422	—

(注) 職員数の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と合計が一致しない場合がある。

第19表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km以上		
受給者	522	396	160	13	1		1	15	2			1,110	37,126

第20表 職員の管理職手当の支給状況

区分 部局	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	
	知事部局	部長	政策監	次長	参事監	課長	室長 企画監	参事	参事 (7種を除く)
警察本部			部長 署長 (大規模)		課長 署長 (3種を除く)				
教育庁			教育次長	校長 (中高一貫校)	課長 校長	校長 事務局長	校長 副校長 教頭 事務長	教頭 事務長	8種のうち教職調整額が支給されるもの
受給者	人 21	人 11	人 54	人 26	人 178	人 238	人 752	人 431	人 50
受給者計	1,761人								
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	54,378円								

第21表 職員の地域手当の支給状況

区分 地域手当 支給区分	計	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	非支給地
		人	人	人	人	人	人	人	
人員	18,704	30	27	—	—	7	—	6,130	12,510
(構成比)	(100.0%)	(0.2%)	(0.1%)			(0.0%)		(32.8%)	(66.9%)
平均手当月額	円 3,853	円 63,355	円 83,493	円 —	円 —	円 33,920	円 —	円 11,039	円 —

- (注) 1 2級地については、医療職給料表(一)の適用を受ける職員を含む。  
 2 7級地については、平成17年1月3日現在の長崎市の区域にある公署等に勤務する職員数である。  
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。



## 4 生計費・労働経済関係



## 生計費関係

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費 … 食料
- 住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 … 被服及び履物
- 雑費Ⅰ … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、（使途不明）、交際費、仕送り金）

### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に消費動向の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第22表 長崎市における費目別、世帯人員別標準生計費

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	23,290	37,290	48,440	59,600	70,760
住居関係費	45,040	48,560	43,680	38,800	33,920
被服・履物費	930	2,980	3,380	3,780	4,190
雑費Ⅰ	22,360	28,790	38,940	49,080	59,230
雑費Ⅱ	5,490	15,910	18,530	21,160	23,790
計	97,110	133,530	152,970	172,420	191,890

労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目	年 月												
	平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月
① 定期調査産業計 ・ 県 労内 働の 時賃 間金	金額 (円)	251,422	248,498	248,347	246,780	245,709	247,305	249,909	249,638	251,877	253,326	257,858	256,051
	前年同月比 (%)	3.1	1.7	2.3	1.5	0.9	2.1	2.3	1.5	1.5	3.1	3.3	1.9
	金額 (円)	230,006	228,248	229,114	227,549	226,569	229,389	230,581	230,233	231,302	230,665	235,341	234,414
	前年同月比 (%)	3.1	2.1	2.7	1.8	1.1	2.8	2.7	2.4	2.5	0.7	2.5	1.9
② 総実労働時間 所定外労働時間	時間数 (時間)	154.8	146.3	152.4	154.5	146.4	146.7	150.9	151.1	149.5	142.9	151.5	150.4
	時間数	11.7	10.9	10.8	10.5	10.9	10.3	10.8	11.2	11.3	10.9	11.0	10.8
	金額 (円)	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936	295,976	298,384	297,698	297,130	293,104	294,270	295,762
	前年同月比 (%)	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	-0.4	-0.2	0.4	0.3	-1.2
・ 全国 労内 働の 時賃 間金	金額 (円)	273,350	269,438	272,409	271,611	271,279	271,804	272,957	271,882	271,840	269,069	269,891	273,009
	前年同月比 (%)	0.3	-0.1	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	-0.1	0.2	0.7	0.6	-0.1
	時間数 (時間)	148.7	141.4	147.4	150.1	141.6	142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	142.1	143.9
	時間数	13.1	12.4	12.3	12.3	11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	10.6
③ 全国 消費支出 勤労者世帯 消費支出	金額 (円)	301,136	300,901	276,882	288,026	296,327	300,609	279,671	278,765	321,380	271,735	292,214	267,922
	前年同月比 (%)	2.3	7.0	3.5	1.6	1.3	10.8	-3.7	-0.8	-2.4	0.2	-5.5	-11.0
	金額 (円)	337,164	332,273	308,425	321,190	325,516	329,655	305,197	303,986	345,370	312,473	322,461	303,621
	前年同月比 (%)	0.7	6.4	5.6	3.6	1.7	8.9	-3.2	0.2	-1.6	-4.1	-7.6	-9.9
九州 消費支出 勤労者世帯 消費支出	金額 (円)	273,972	276,499	265,759	278,314	276,493	286,474	264,517	259,636	296,157	269,863	300,407	270,372
	前年同月比 (%)	-0.3	4.5	2.3	3.8	-3.2	14.2	-6.5	-6.3	-6.2	-6.5	1.0	-1.3
	金額 (円)	307,753	308,989	295,452	325,491	309,205	320,451	283,463	293,490	332,049	298,237	354,589	308,731
	前年同月比 (%)	-0.7	7.4	5.2	13.3	-6.1	11.3	-14.8	-4.6	-1.3	-8.9	7.0	0.3
長崎市 消費支出 勤労者世帯 消費支出	金額 (円)	239,970	295,091	238,683	251,621	273,877	272,173	257,970	263,681	354,272	269,431	269,884	221,426
	前年同月比 (%)	-7.0	15.5	-9.6	-13.8	-8.3	7.5	9.0	8.3	24.4	2.9	-11.1	-7.7
	金額 (円)	284,232	402,823	255,457	302,458	325,257	289,432	304,421	324,569	438,053	343,699	277,147	257,954
	前年同月比 (%)	-6.9	39.3	-13.5	-10.1	-9.8	10.8	12.5	23.2	41.4	3.9	-6.2	-9.2
④ 消費者 物価指数	全国 前年同月比 (%)	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.1
	長崎市 前年同月比 (%)	1.2	0.3	0.4	0.7	0.5	0.4	0.5	0.6	0.6	0.8	1.1	1.2
雇用	⑤ 県内推計常用労働者数 前年同月比 (%)	227,716	227,431	226,979	227,160	227,274	226,796	226,665	226,228	224,901	220,272	209,259	210,889
	⑥ 有効求人倍率 (季節調整) 前年同月比 (%)	1.3	1.2	0.9	0.6	1.0	0.9	0.7	0.7	-0.2	-2.9	-4.6	-7.4
		1.25	1.24	1.21	1.22	1.20	1.19	1.18	1.17	1.17	1.10	1.10	1.04

資料出所 ①、②、⑤ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
 ③ 総務省統計局「家計調査報告」  
 ④ 総務省統計局「消費者物価指数月報」  
 ⑥ 長崎労働局「職業安定業務月報」

(注) 1 ①、②、④、⑤は平成27年基準である。  
 2 ①、②、⑤は事業所規模30人以上の数値である。また、②は本系列の数値である。

## 5 職員の給与に関する報告及び勧告

(令和2年10月21日)



2 人 委 第 7 8 号

令 和 2 年 10 月 21 日

長 崎 県 議 会 議 長      瀬 川   光 之   様

長 崎 県 知 事      中 村   法 道   様

長 崎 県 人 事 委 員 会

委 員 長      水 上   正 博

職 員 の 給 与 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告 に つ い て

地 方 公 務 員 法 第 8 条、第 14 条 の 規 定 に 基 づ き、職 員 の  
期 末 手 当 等 に つ い て 別 紙 第 1 の と お り 報 告 し、併 せ て そ  
の 改 定 に つ い て 別 紙 第 2 の と お り 勧 告 し ま す。

こ の 勧 告 に 対 し、県 議 会 及 び 知 事 が、そ の 実 現 の た め、  
所 要 の 措 置 を と ら れ る よ う 要 請 し ま す。

# 職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、民間企業従業員の特別給の支給状況について調査検討を行ってきたので、その概要を次のとおり報告する。

## 1 民間における特別給の調査

職員給与と民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所382事業所のうちから、人事院が層化無作為抽出法によって抽出した146事業所を対象に、人事院と共同で「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい状況を鑑み、病院は調査対象から除外し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び研究員、教員等32職種について調査を行った。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により企業活動に大きな影響が生じている中での調査となったが、特別給等に関する調査の完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、87.7%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の特別給の状況を反映したものといえる。（調査を完了した産業別、企業規模別調査事業所数については第1表のとおり）

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施した。この調査では、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等の調査を行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和2年4月)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産 業 計	事業所 128	事業所 38	事業所 58	事業所 32
農 業 , 林 業 , 漁 業		4	0	3	1
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		11	3	5	3
製 造 業		50	12	26	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		21	8	9	4
卸 売 業 , 小 売 業		8	0	4	4
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		2	2	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		32	13	11	8

- (注) 1 上記のほか、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が18あった。
- 2 調査対象事業所146に占める調査完了事業所128の割合(調査完了率)は87.7%である。  
なお、調査対象事業所146から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1を除いた145に占める調査完了事業所128の割合(調査完了率)は88.3%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

## 2 職員の給与と民間企業従業員の給与との比較

### (1) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行っている。

本年の特別給に関する調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第2表のとおり、所定内給与月額との4.44月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.06月分上回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

項 目		金 額 等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	347,691円
	上半期（A2）	346,703円
特別給の支給額	下半期（B1）	740,846円
	上半期（B2）	802,527円
特別給の支給割合	下半期（B1 / A1）	2.13月分
	上半期（B2 / A2）	2.31月分
	年 間 計	4.44月分

（注） 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.50月分である。

## (2) 月例給

本委員会は、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、職員にあつては行政職、民間にあつてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した月例給に関する調査の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

### 3 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行った。

国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分上回っていたことから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げる必要があり、支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととしている。

なお、月例給については、4月分の給与について官民較差を算出し、改めて必要な報告及び勧告を行うこととしている。

（参考資料「1 人事院の報告及び勧告」参照）

### 4 本年の給与改定

#### (1) 特別給

##### ア 改定の基本方針

職員の給与決定に関係がある基礎的諸条件は、以上報告したとおりである。

特別給については、前記2(1)のとおり、職員の年間支給月数が民間の支給割

合を0.06月分上回っていた。

人事院は、民間の支給割合との均衡を図るため、国家公務員の特別給の支給月数を引き下げ、その引下げ分は、期末手当から差し引くことを勧告した。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、長期的視点からみると、県民の理解が得られる給与水準を職員に対し保障するとともに、県行政運営の安定にも資するものと考ええる。

以上の諸事情を総合的に勘案すれば、職員の給与については、次のとおり改定を行う必要がある。

#### イ 改定すべき事項

期末・勤勉手当については、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月分とするなど、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要がある。

#### (2) 月例給

前記2(2)に基づき算出した公民較差に基づき、改めて必要な報告及び勧告を行うこととする。

## 別紙第2

# 勸告

本委員会は、報告した諸資料に基づき次の事項について必要な措置がとられるよう勧告する。

- 1 期末・勤勉手当については、国家公務員の期末・勤勉手当の改定に関する人事院勧告の内容に準じて改定すること。
- 2 改定の実施時期については、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とすること。ただし、令和3年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和3年4月1日から実施すること。

## 参 考 資 料

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

#### 1 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、民間給与等の実態を調査するものである。

#### 2 調査の内容等

##### ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②の一部に関する調査である。

##### イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア①及び②に関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ア③及び④に関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

#### 3 調査機関

人事委員会及び人事院

#### 4 調査の範囲等

##### ア 調査対象事業所

令和2年4月分最終給与締切日現在において、全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所382事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

##### イ 標本事業所の抽出

前記4のアに記載している382事業所を組織、規模、産業別に13層に層化した後、無作為抽出法で146事業所を抽出し、調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第1表のとおりである。

##### ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて母集団に復元して行った。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
	業	業	事業所	事業所	事業所	
産 業 計			128	38	58	32
農 業 ， 林 業 、 漁 業			4	0	3	1
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 業 採 取 業 、 建 設			11	3	5	3
製 造 業			50	12	26	12
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 信 通 業 水 道 運 輸 業 、 業 、 情 報 郵 便 業			21	8	9	4
卸 売 業 ， 小 売 業			8	0	4	4
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 業 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業			2	2	0	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 業 医 療 ， 福 祉 、 サ ー ビ ス 業			32	13	11	8

- (注) 1 上記のほか、規模が調査対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が18あった。  
 2 調査対象事業所146に占める調査完了事業所128の割合（調査完了率）は、87.7%である。  
 なお、調査対象事業所146から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1を除いた145に占める調査完了事業所128の割合（調査完了率）は88.3%である。  
 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。（以下、各表について同じ。）

第2表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 ( 非 役 員 )	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	57.3 %	42.7 %	54.2 %	45.8 %	56.2 %	43.8 %
500人以上	53.4	46.6	46.5	53.5	46.1	53.9
100人以上500人未満	57.1	42.9	55.1	44.9	55.2	44.8
100人未満	60.7	39.3	58.9	41.1	65.7	34.3

